

## 平成25年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	4番	川 島 功 士
副 議 長	1番	尾 関 俊 治
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	間 宮 聡
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	足 立 茂 樹
総 務 部 長	川 部 時 文

企画環境経済部長	大橋雅文
住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	杉山佐都美
企画課長	堀仁志
環境経済課長	田中幸治
福祉健康課長	村井隆文
建設課長	近藤和男
水道課長	鈴木秀夫
教育文化課長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	古田裕子
主事	横井良典

1. 議事日程（第2号）

平成25年3月12日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） おはようございます。

お忙しいところ、全員の御参集をいただきましてありがとうございます。

きのうで東日本大震災からちょうど丸2年を経過いたしました。死者1万5,822人ということで、行方不明者がいまだに2,682人ということで、避難先の状況により亡くなられた方、それから原発事故によって関連死された方も多数お見えになるようであります。そこで、二度とそういうことが起きないように、防災に新たなる決意を持つことによって、黙祷をささげたいと思います。

全員起立をお願いいたします。

それでは、亡くなられた皆様に哀悼の意をささげて、黙祷。

[黙 祷]

黙祷やめ。

着席願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問は、防災対策についてであります。消防団の消防車両の更新と、原子力発電所の事故対応についての2点であります。

今、議長が冒頭、黙祷を申し上げられたんですけれども、本当にこの週末からきのうにかけて、どのテレビを見ておりましたも震災から2年もたつという報道ばかりでありました。しかし、あれを見ておりますと、本当に2年たってもいまだ変わっていない状況ばかりであるし、原子力発電所の事故ということもあったわけですが、本当に日本の対応がおくれているのではないかなど。国会議員は何をやっているんだということを私どもつくづく思ったわけですね。19兆円の復興予算をつけたにもかかわらず、本当にその金が東北地方には行っていないのではないかなどという気がしてなりません。

今回防災対策について質問をさせていただきますけれども、もし笠松町でこういった事故が起きたときには、笠松町としてはあんな対応ではなく、迅速に町民の安心・安全のための対策

をとっていきたいというように痛感をいたしました。

それでは、今回の質問をさせていただきます。

岐阜県では、一昨年3月11日に起きた東日本大震災と、その後判明した南海トラフの巨大地震の影響を鑑みて、震災対策検討委員会の提言を受けて、岐阜大学に委託して、県内の被害想定調査を実施し、先月それがまとまり、公表されたことから、笠松町でも防災計画の見直しを早期に図られていることになりました。

その調査結果を見て、笠松町における最大の被害想定は、南海トラフ巨大地震では、全壊棟数680戸、死者10人、活断層による養老―桑名―四日市の断層帯地震では、全壊棟数1,000戸、死者40人となり、この想定をしているのは、朝5時に起きたということを想定してのことです。しかし、朝5時では、台所で家事をする家庭は少なく、火災による被害想定が出されておられません。笠松町における検定試験のテキストには、明治24年10月28日午前6時37分に起きた濃尾大震災のことが記載されており、朝食時でもあったことから、笠松町総戸数2,128戸、被害戸数が全壊1,518戸、半壊125戸、全焼、焼けてしまったところが485戸と、大惨事であったとされております。

こうした防災計画の見直しもさることながら、日常の町民に対する安全で安心して暮らせるまちづくりに欠かせない消防団活動について質問させていただきます。

消防団については、2年前、平成23年3月の定例会で、団員確保について一般質問させていただきましたが、今回は消防自動車についてお伺いいたします。

笠松町の消防団は3団、地域別に組織化されており、団員確保も厳しい中、日夜有事に備えてその体制をとり、町民の皆さんにもその存在感を誇示するとともに、町民もその活動に対して大いに期待をしているところであります。

そして、町長を初め議長、町内会連合会長が消防団の入団式、操法大会、出初め式等で、団員を前に「町民の生命財産を守っていただくよう、日々の訓練や活動に邁進していただきたい」と訓示や激励をされております。ところが、笠松町消防団には、現在11台の消防自動車がありますが、小型動力ポンプ積載自動車6台全てが購入してから20年以上経過し、円城寺・北及班の車は27年、米野・門間班は26年、田代班、そして6号車という車がありますが、これは25年と、ことしその年数を迎えております。

消防自動車を扱う業者にお聞きしましたら、車は一般的に10年で純正部品がなくなり、20年で代用部品もなくなる。それ以降の修理・補填には対応できないということでありました。したがって、20年以上経過した消防自動車が故障した場合は修理不可能となり、いざ有事のときには出動できない事態となるわけであります。

そこで、町長にお尋ねします。

こうした事態は、町長が就任された平成11年のときから、既に20年を経過するという事は

もうわかっていたわけでありますが、20年経過するとき、消防団から何らかの相談や要望が出されたのではないかと思います。まず最初に、町長はこうした事態をどう思われているのかお尋ねをいたします。

次に、以前にも私はこのことを取り上げて、20年経過した消防自動車は更新すべきと提言しましたが、どうして今まで放置してきたのかについてお答えをいただきたいと思います。

次に、こうした事態は早期に解決する必要があると思いますが、財政的な問題もあり、どう解決していかれるつもりか、今後の対応についてお答えください。

続いて、原子力発電所の事故対応についてお尋ねをいたします。

先ほど、南海トラフ巨大地震や、活断層による養老―桑名―四日市の断層帯地震には余り影響がないかもしれませんが、原子力発電所の事故で最も懸念されるのは、福井県にある敦賀原発であります。あそこからの距離は、岐阜県25キロで、関ヶ原だとか揖斐川町にその圏域が入っているわけであります。

福島第一原発の事故では2年を経過しましたが、その30キロ周辺ではいまだに除染作業も進まず、避難されている方々は、いつになったら自分の家に帰れるのか不安を抱いて生活しております。それどころか、もう二度と戻れないのではないとも言われております。

そこで、岐阜県では、福島第一原発の事故以来、敦賀原発の事故を想定して、その対策を講ずるべく、シミュレーションを行い、昨年9月にその結果を公表しました。今後は、万が一事故が起きた場合、笠松町にも放射能物質が飛散する結果となっており、笠松町としても対応せざるを得なくなるわけであります。

そこで町長にお尋ねします。

岐阜県では、原子力防災室を設置して、その対応を講じておりますが、笠松町での対応はどうするのか、まずお答えいただきたいと思います。

次に、町民の不安を解消するため、ある程度の知識を持つ職員が必要になるとは思いますが、そうした職員の育成について、どのように考えておられるのか、お答えください。

次に、3月2日の新聞報道によれば、岐阜県は敦賀原発の大事故に備える独自の対策強化地域を定める方針を決めた。その中に笠松町も含まれ、人体の内部被曝を抑える安定ヨウ素剤を配備し、放射線量の測定網を強化し、持ち運びできる放射線量測定器20台を重点配備するとありますが、笠松町としては、これをどのように対処していかれるつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 伏屋議員に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員からの防災対策についての質問の中で、まず第1点

の消防車両の問題であります。この消防団からの車両変更・更新の相談や要望については、消防団の役員会等に出席をしておりました私どもの担当職員の報告によって、いろいろ要望があったことは承知しておるわけでありますが、内容的には、この幹部の方々から車両更新の提案がありましたが、この車両の年式は、今言われたように確かに古くなっております。しかし、年式と同時に走行距離等も見てみまして、走行距離が性能自体には問題ないことや、あるいはそのたびに必要な点検や、整備や、消耗品の交換は適宜行われておると、そしてまた、それを本当に丁寧に消防団の皆さんが点検や整備をしながら大事に対応して今までに至っておったこと、これに対しては感謝を申し上げますし、そういう説明をさせていただいた中で、消防団の皆さんには納得いただいて現在に至っているという状況を理解しております。

いろいろ調べてみまして、確かに更新のことは計画的にやらなきゃならない部分がありますが、今のポンプ積載車に関しては、大体走行距離を見てみますと7,000キロから1万4,000キロの走行距離の車ばかりでありました。年代は確かにそうであります。走行距離から見てみまして、また整備の会社等に聞いてみましても、今すぐこれを交換しなければ使えなくなるような車ではないことと、7,000キロといえ、普通の乗用車では1年分ぐらいの距離だと思いますので、それを二十数年間大事に点検をしながら使っていた消防車に対しては、心から感謝しています。

と同時に、ポンプ積載車でありますから、後からもまたお答えしますが、やはり一番大事なのは積載しているポンプが実働、火災には必要なことでもありますから、それは新しいのに交換しているから問題はないと思っております。ですから、今言いましたように、それを適宜運用する車が故障すれば、これは確かに大変なことでもありますから、そのことをしっかり見きわめながら運用していきたいと思っております。

また、次の質問の中にもありましたように、以前にも議員から提言をされてきました交換に関しては、今言いましたような理由で対応してきておったわけでありますが、今申し上げましたように、これはいつまでもこのままでいいとは思っていませんから、このことに関しては、町全体の事業の中での優先順位等も考えながら、中期財政計画の中にも組み入れながら考えていく問題でありますから、提言いただいたことに関しては、私どももしっかり対応しながら進めていきたいと思っております。

その次に、消防車両の更新に対する今後の対応についてであります。このことも、今申し上げたとおり計画的な更新が必要であることは理解しておりますので、ただ、いろんな全体の消防力を考えてみて、車だけではなくて、いろんな消防施設や、あるいは人員に対してもいろいろ問題があると思います。消防車両の更新を考えると、そういう全体的な消防力の水準も検討しながら、しっかり見据えて計画をしていきたいと思っております。

その次に、原子力発電所等の事故の対応についての御質問であります。まず第1点目が、

県では原子力防災室を設置しているが、笠松町における対応についての御質問であります。

御質問にあったように、昨年より県では、原子力業務の経験者や、あるいは専任職員等を配置した原子力防災室を設置して、放射性物質の拡散シミュレーションの策定など、全国的に見ても先駆的な職責を果たしておるのではないかと思います。町としましては、県との連絡体制を強化しつつ、現体制でそういうことを見きわめながら対応していかなければならないと思っております。

その次に、原子力防災に対する識見を持った職員の育成についての御質問ですが、県において、今の原子力災害対策計画の策定も含んだ地域防災計画の見直しというのを今進めておるところであります。この笠松町の地域防災計画というのは、県の計画と整合性を図って、この計画の見直しを実施していきたいと思っております。

原子力災害に対する対策計画案におきましては、国及び防災関係機関と連携して原子力災害の特性や、あるいはモニタリングの実施方法や、あるいは放射線による健康被害、そしてまた緊急時の住民行動の留意事項等々の研修を原子力防災業務関係者に実施するという事になっておりますから、現在のところ、新たに原子力防災にたけた人材を採用して配置するのではなくて、現在の体制を維持しつつ、積極的に研修機会を捉えて知識を深めていきたいと考えております。

また、確かに県の原子力災害の対策計画案を見てみましても、県や、あるいは市町村とのそれぞれの行動の指針が出ておりますが、それをいろいろ見てみましても、原子力災害につきましましては、やはり放射性物質を含む空気というのが通過する間というのは、早期の避難よりも屋内退避等が重要な部分もありますし、そういうのも含めて被曝を避ける。やはりいろんな特殊な判断というのが求められると思います。これに関しては、広域的な判断や、あるいは専門的な判断が必要なことであると思っておりますから、私どもはそういう広域的な判断、専門的な判断に関しては、国や県の指針や判断に従うこととありますし、我々基礎自治体で一番大事なことは、そういう事故や状況に対して住民の皆さんに正確な情報をきちっと速く送ることと同時に、避難指示がきちっとできること、その避難指示の対応がどうなっているかということは今から備えていくこと、これがやはり我々基礎自治体の一番大事な仕事ではないかと思っておりますから、そういう関係に対してしっかりこれからも検討を、防災計画案の中で対策を打ち合わせて進めていきたい。基本的にはそういうつもりで今対策を考えておるわけでありまして。

また、県の対策に対する安定ヨウ素剤の配布や、放射線量の測定に対する笠松町の対応についてであります。この件に関しましても、今申し上げたのが基本であります。現時点の県の原子力災害対策計画案においては、安定ヨウ素剤の配布、あるいはその服用等については、県は被災市町村と密接に情報を共有して、これを配布、あるいは服用を指示することになっておりますので、我々はまた今言いましたように屋内避難や、あるいは飲食物の摂取制限等の防

護対策に必要となる放射線量の測定のために、放射性物質の放出情報や、あるいは県の放射性物質の拡散シミュレーションの結果や、あるいは国のいわゆるSPEEDIの計算結果、計測結果等を参考にした緊急時のモニタリングを実施する予定でありますので、そのような場合においては、これは県ときちっと連絡体制を協力しながら、情報共有を図りながら、住民の皆さんに対する対応をしまいたいと想定をしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

防災というのは、備えておけばいいわけでありますので、起こらないにこしたことはないわけなんですけど、起きたときに瞬時に対応していくというのが大切だというふうに思っております。

そこで、まず最初の消防自動車の件であります。今町長が言われました、二十何年経過しておるにもかかわらず、走行距離が7,000キロ、1万キロという非常に少ない走行距離なので、まだまだ活用できるというふうに私は感じたわけなんですけれども、ところが、先ほど提案の中でも私申しましたように、業者に言わせると、やはり部品はないんだよと。壊れたらもう終わりだよというふうに言われておるわけなんです。町長は広域連合の連合長も兼ねておられるんですけれども、広域連合ではしご車の更新の際に、あれは20年経過して、部品がない場合にかえなきゃいかんというふうに説明されたんですね。それは当然だということ私どもは広域連合の議会の中でそれを承認したわけでありまして、今の消防団の車については、20年以上たっているけど、まだ使えるんだと。消防自動車よりも小型動力ポンプ、可搬ポンプですね、これのほうが大事なんだということをおっしゃってみえたんですが、消防署の車は20年でかえないかん。で、消防団の車は20年たつけど、まだ走行距離も少ないからまだいいんだということ、ちょっと矛盾しているんじゃないかなということをおっしゃるんですけれども。

それと、消防団の皆さんは、今使えるからまだいいかということで了解をしたというふうに私は思っていないんです。かえてもらえないから仕方がないというふうな捉え方をしているというふうに私は確認しているんですけれども、その辺について、消防署と消防団の取り扱い方にちょっと差があるんじゃないかなということ、もう一度町長のほうから御意見を願います。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう比較はちょっと当たらないと思いますのは、消防署の場合は、あれはたしかはしご車だったですよ。全く改造で特殊車両でありますから、20年以上というのは確かにいろいろ当たってみても、そういうのはもうない状況でありましたから、それはそれなりの説明と御理解をいただいたこと。そして今質問があったのは、小型動力ポンプの

積載車で、普通の改造車であっても車両であります。そういう問題がありますから、我々は一切悪くなるまでかえないよというわけじゃないんです。ただ、今の状況を見ていて、車の状況を2年ごとの車検のときに、バッテリーもかえ、タイヤもかえ、悩ましい部品もかえて今までやってきて、なおかつ消防団の諸先輩の皆さんが本当に大事に扱っていただいて運用している車に対しては、今言いましたように感謝を申し上げます。それをきちっと運用して使っていただける車を、できるだけ計画的に更新することは考えるものの、今の状況の中で、我々の全体の財政状況の中で手を入れてやる部分ではなくて、それだけのすばらしい先輩の状況を感謝しながら使っていただくということでやっております。故障して動かないような車になるまでほかっておくつもりは全くありませんから、そのことは我々もそれなりに責任がありますから、整備会社等にもきちっと部品のこと、あるいは車のことにも注意を払ってお聞きをして、状況を進めておるところでありますから、全く部品がないからだめだよといって、今整備会社からも警告を受けたことでもありませんので、この状況を続けさせていただきました。

今申し上げたように、25年、26年たった車でありますので、そのまま永久にほかっておくつもりはありませんから、そういう流れの中で財政計画を立てて考えようという一つの流れはもう決まっていますから、それをいつやるかに関しては、全体の理解と流れの中でやりたいと思っていますから、3年前にも御質問いただいたことでもありますから、そのことも踏まえた流れを今つくっていることだけは御理解いただいて、進めていきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 早急にお願いしたいということをするんですが、それと、せんだって新聞に載っておりましたけれども、岐阜県の損保協会が羽島市の消防団に対して、軽自動車の消防車を寄贈したというのが載っていたんですね。価格が400万ぐらいで、ポンプも含めて400万ぐらいで、4人乗れて、ポンプの排出量というんですかね、能力が通常の2倍あるということが新聞に書いてあったんですが、笠松町、いわゆる道路の狭い、今の消防団の車が入れないところもあるわけですね。そういった場合の対応として軽の消防車というものは考えたことはないですか。それについてちょっとお聞きしますが。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今議員が言われたとおり、笠松町内、特に町の中というのは本当に道路が細いところが多いですね。この間も、消防団の方が点検で運転しておるときに、町内の細いところへ入ろうとしたときに、ちょっと車両を傷つけたこともありました。それぐらい細い部分がある。今の軽車両というのは、いわゆる動力ポンプがきちっと積載できて動けることであれば、これは本当に狭い町の中で有効だと思っています。

たまたまある機会のときに、総務省からそういうような機会がありましたから、手を挙げて

対応を見守っておりましたが、たまたま運がよかったかもしれませんが、その軽車両がどうも当てはまったようでありますから、笠松町へも多分軽車両が来ると思います。ただ、消防団の皆さんの中には、軽車両に対する抵抗もありましたし、理解がまだいただいていない、一部あったようではありますが、これは今の羽島にしても、我々にしても町の中のそういう対応に対しては、決して機動力が発揮できてかえっていい部分がありますので、そういう御理解さえいただければ、町の中でそれを配備することは有効だと思いますので、そういうことも含めて、車両更新や軽車両も含めた全体的な流れの中で、消防力の強化を進めていけばいいかなあとは思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういったことも、以前は消防団の車庫が分散しておった。これを消防団の団員の確保の問題のこともあって、1つの車両に乗れる人数が集まらないと消防団の車を出せないということになっておりましたから、地域ごとに拠点化して、消防車両をそこへ集めてきたということもあるんですね。

お聞きすると、定員8名で消防車両に乗れるんですけども、前は4人集まらないと出せないという話を聞いておったんですが、今は2人でも集まれば出せるという話も聞いております。そもそも消防団というのは、消防署の支援活動ですので、消防団の車が最初に現場に着いても、いきなりホースを出して消火活動をするということにはできないというのが原則になっておるようなんですね。したがって、後方支援ですから、消防署が先に駆けつけて、その後に周辺整備だとか後方支援で次からホースを出すということになると思うんですが、したがって、今の笠松町の地理的状況から鑑みて、私は軽車両でもいいんじゃないかなあという気がするんですけども、全部軽車両にしてしまうと、今度定員がその車に乗れませんから、それは不可能なんですけれども、各団に1台ぐらいずつ配備していてもいいんじゃないかなあという気はいたします。

そこで、町長が先ほど言われたように、笠松町の財政は非常に厳しいところがあるわけなんですけど、こうした町民の安心・安全という観点から考えていけば、笠松町はふるさと創生基金が使っていない、街灯の電球を交換したときに1回使ったわけなんですけれども、まだ1億2,000万ほど残っているんじゃないかなあということをおもうんです。消防団の車を一遍にかえると、かなりの金額になってしまうんですけど、計画的に交換する際に、そういったものを使うことはできないか。私は、町民のために使うあれですので、使うべきではないかなあということをおもいます。

国だとかいろんな補助団体、こういったところから御支援いただくならば、それを最優先で、それで更新をしていながら、どうしても自己財源でやらなきゃならないというときには、そういったふるさと創生基金を使ってやればいいんじゃないかなあということをおもうんですが、そ

れについて町長、いかがですか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ふるさと創生基金の運用については、過去も私どももいろいろ内部でも検討しました。そしてまた、議員の皆さんにもいろいろその運用についてお考えを聞いてやってまいりました。

その中で、今議員から御意見として伺った方法に関しては、これは今までの流れの中で、これから運用計画の中で、また議員の皆さんとの懇談の中で決めていく方法として、今いただいたことは一つの御意見として伺っておきたいとは思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今まで役場内で検討されてきておことは私も承知しております。しかし、結論は出ていないわけですね。何に使うという方向もまだ出されていない。こういった状況ですので、いつまでもほうっておくじゃなくて、こういったものを使って、町民の安心・安全のために使うということは大義名分が立つんじゃないかなということを思いますので、これはまたじっくり検討していただきたいと思います。

それで、消防団の車両については、町長も答弁で計画的に更新をしていきたいということをおっしゃられましたので、それが早期に計画をつくられて、ことし車検に入る車もあるようがありますから、早目に検討いただいて、消防団の皆さんが安心して消防活動ができるようお願いしたいということで、これはお願いしておきます。

次に、原子力発電の事故についてお尋ねいたします。

県がシミュレーションを行って、25キロ圏内、国は30キロと言っていましたけれども、岐阜県では25キロ圏内ということで、関ヶ原とか揖斐川町がその範囲に入るはずなんですけれども、それを拡大したものを県では検討されて、岐阜大学に委託されて、その調査をされたわけですが、その結果をせんだって公表されたわけです。

最終的に、県はそういったシミュレーションをしても、実際にいざ事故が起きたときの対応というのが県は通報するだけかもしれませんと思いますけれども、実際に住民と接するのは基礎自治体である市町村なんですね。笠松町がそれを受けてどう対応していくのか、これが一番問題なんですね。ですから、町民がパニックに陥らないというふうに冷静な対応をするためには、やはりある程度知識を持った者がいなきゃならない。そういった人を外部から引っ張ってくるという必要性はないと思います。今いる職員の中で、ある程度の知識を研修で身につけていく、そういった育成をしていく必要があるんじゃないか。また、防災対策室という県がつくったような、ああいった独立した課を持つとかいうことも、これは無駄なことですから、必要性はないと思いますけれども、今ある組織の中で対応していく。

ただ、今総務課が防災担当をしていると思うんですけど、その中でスタッフ的に足りていくのかということを考えていくと、防災というのは原子力事故だけが防災じゃなくて、いろんなことが起きる。地震のこともあれば、火災のこともあれば、台風とか洪水だとか、いろんなことが起き得るわけなんですけれども、それに対応できるだけの策というのが必要ではないかということをおもうんですけど、その辺については町長、どうですか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の原子力災害だけではなくて、いわゆる南海トラフの地震で震度6強が想定される地域になったこと、そしてまた今の直下型地震の問題があること等も踏まえて、いわゆる防災対策に対する人員配置に関しては、昨年から今度の新しい体制については、やはり人事的にも充実しなきゃいかんだろうという思いがあって、今人事配置に対しては打ち合わせをさせていただいているところでありますので、今までとは違った意味で、対策室まで行くかどうかはわかりませんが、それに近いものでスタッフをそろえてやらなきゃいかんだろうという考えは今持っていますので、そのことで今対応を進めさせていただいております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういうふうに体制強化を図っていく必要があるのではないかなということをおもいますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、安定ヨウ素剤のことについてちょっとお尋ねしますけれども、この安定ヨウ素剤、県のほうで人数分は確保すると。いざ有事となったときに、県から各市町村のほうに配布をしてくるというふうに聞いておるんですけども、その際に県からもらったものを役場の職員で住民に配布して、さあ飲みなさいでいいんですか。医師の診断のもと、医師が渡さないといけないのではないかなということですかね。私もその辺よくわからないんですけども、そういったことがまだ私どもの情報として来ない。ましてや、安定ヨウ素剤というのは劇薬だというふうに、けさですかね、きのうですかね、新聞に載っておりましたね。副作用があると。下痢をしたりとか嘔吐したりということが起き得るということが書いてあったように記憶しているんですが、いざ放射線が飛んできた、安定ヨウ素剤を配ります、さあ飲んでくださいだけではないかんような気がするんですが。したがって、常日ごろから、例えば医師会と綿密な連携をとっていくとか、東北地震のときに、群馬大学の何先生でしたっけ、釜石が教授から教えを受けて、全員で避難をし、高台に逃げたことで命が守られたというのが報道で何回もされていたように、笠松町においても、先ほど言いましたように、職員として持つ必要はないんですけども、そういった専門知識を持った人と常日ごろから連絡がとれる体制といいますか、顧問弁護士ではないですけども、そういったような連携がとれる人を確保していくというのが必要かというふうに思ひます。それと、医師会のほうとの連携も必要だと思ひますけれども、そういった体

制づくりというのは町長はどうお考えですか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 当然今言われたようなことは、これからの対策としてやっていかなきゃならないことだと思いますし、多分もう1週間か1週間ちょっとで、県のいわゆる防災対策の計画の案が発表されますから、その中には原子力災害に対する細かいいろんな指針や基本も発表されます。それに基づいて、県や国や各市町村との防災計画の打ち合わせがこれからいっぱい入ってまいりますから、そういうような専門的な部分に関しても、多分いろんな指針があると思いますから、そういうことは我々役場の中の職員の防災体制をしっかりとしながら、そういう体制づくりができる人材を配置していかなきゃならない。そういうような思いで、これからの対応を進めたいと思っております。

言われたように、岐阜県の場合はUPZに揖斐川町の一部が入りますよね。でも、我々のところはいわゆる対策強化地域になっていますから、風や空気の流れによって来るときと来ないときとありますが、そういう地域に指定されることでありますから、そのことに対する対応や持っていく方に関する方法を、自治体として何が必要で何ができるか、またどういう体制づくりができるかということは、これから県の案をもとに我々の計画案を作成していく段階でありますので、今言われたことも踏まえた強力な防災体制が必要であるとは感じております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） やはり町民が不安だとかいうものを持たない、またいざというときにパニックに陥らないような体制というのは、笠松町としても持っていけないかんし、シミュレーションしていくべきだというふうに思います。

せんだって議員研修で、私ども敦賀原発ではないんですけども、大飯原発の視察に行っていました。あのとき感じたのは、確かに3・11以降、かなり強度な対策といいますか、地震だとか台風だとか、いろんなことに対する対策をされておりました。ですから安全だということに関電の方は説明をしてみえるわけなんですけれども、あれはあくまでも関電の言い分であって、我々が感じるものではないというふうに思ったわけでありまして。いざ有事となったときに、本当に安全かという、そうでもないというふうに私は視察でつくづく感じたわけなんですけれども、大飯原発のみならず、全ての原発のところがそういった体制を組んで、防潮堤をつくったり、いろんな対策を講じておられるようなんですけれども、それだけで本当に100%オーケーなのかということが、私ども言えないのではないかなというふうに思いますし、まして、ことし7月までに原子力規制委員会のほうで最終的な安全基準が出されるわけなんですけれども、それによって原発の稼働、それから廃炉というものが規定されてくるのではないかなということをおもうんですけれども、こういった事故によって被害をこうむるのは国民、一般住民な

んですね。笠松町民も本当にそういった被害を受ける可能性があるから、今問題にしているんであって、そういったことを十分に理解をし、また対策を講じていくというのが笠松町のとるべき姿であろうというふうに思います。

町長さんも十分な御見識を持っていらっしゃるし、対策を講じられるということを先ほど明言されておりますので、そういったことを私どもも期待をしながら、町民が安心して暮らせるまちづくりに邁進していただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問の続きを行います。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回テーマは、公共施設、インフラの更新問題でございます。

それでは、質問書のほうを読み上げさせていただきます。

昨年末に、中央自動車道笹子トンネル内で起きた崩落事故は、日本中に大きな衝撃を与えました。ふだん通っているトンネルで、それも日本の技術の粋を集めた高速道路上でこのような惨劇に見舞われるとは、想定外と呼ぶことさえはばかれるような信じられない事故でした。

これまでの調査により、事故の直接的な原因は、トンネル内の天井板を支える金属附属物が、建設後34年間も取りかえられていなかったことによる老朽化であることとの指摘がなされております。さらに、今回の事故を契機に、全国各地で老朽化した道路、橋、水道、下水道、学校、公民館などの公共施設、インフラの安全性の問題がクローズアップされました。そして、これらの多くは1960年代から70年代にかけての高度成長期に整備されたものが大半でした。景気がよいつきに集中的に行った公共事業のツケが、ここに来て一気に回ってきたとも言えるのではないのでしょうか。

翻って、笠松町においても、老朽化が不安視されるインフラの更新問題は、これから避けては通れない課題になってくるはずですので。個々の案件については後述するとして、まずは基本的な取り組みについて議論を進めたいと思います。

政府の試算によると、市町村のインフラの維持管理、更新費は、今後ピーク時で現在の2倍になると予想されております。必然的に財政は圧迫され、新設改良費に回す余裕がほとんどな

くなるのではないかという懸念が示されております。「増大する更新費を減少する公共事業費」で賄うといういびつな財政構造が続くこととなり、これは次世代のまちづくりにとって大きな障害になるだけではなく、地域経済の将来性においてもマイナス要因となり得るでしょう。

では、笠松町の展望はどうか。町の公共施設、インフラの維持管理、更新費の見通しはどうか。そして、それらが今後の町財政に与える影響をどう捉えているのか。また、そのための長期的な財政計画のようなものを立てているのか。現状の見解と取り組みについて御説明ください。

さて、ここからは、公共施設と道路や上下水道などのインフラと分けて質問させていただきたいと思います。

まず、公共施設の老朽化対策であります。一般的に次のような方法が考えられています。最初は、建てかえです。笠松中学校の体育館がその例ですが、町の苦しい台所事情を考えると、古くなったからと全ての施設を新しくすることは現実的な選択肢ではないと言えます。次に考えられるのが、施設そのものの廃止。それに伴い、同じような施設を持つ近隣の市町と共用して使っていく広域化、あるいは町内にある既存施設に統合してまとめる多機能化という方法です。このほか、民間や他団体の施設を利用する方法もあります。

こうした中、今の段階では最も現実的な方法と思われるのは、老朽化した施設を改修し、長寿命化を図る試みです。しかし、これはあくまでも予防安全措置、建てかえまでの間の一時しのぎ的なものであり、抜本的な解決にはならないことをあわせて指摘させていただきたいと思えます。

その点を踏まえてお尋ねします。町では、昭和40年代に建設された主な公共施設として、この役場庁舎、中央公民館、町民体育館、給食センター、児童館などがありますが、これらの施設の中には耐震化に問題ありと指摘された施設もあります。このほかにも、50年代前半の施設も多く、将来的には老朽化対策が必要になると推測されますが、当面の課題として、今上げました5施設に対しどのような対策をとられるのか、方向性を御説明ください。

引き続きまして、インフラについての質問をいたします。

インフラに関しましては、公共施設よりも難しい問題があると言われております。それは、学校や公民館のように、なかなか一般の町民の目に触れないため、道路なら穴があいている、水道管なら水漏れして初めて老朽化に気づき、対処するという事後保全に陥りやすい体質であるということです。また、道路や上下水道などは、自治体全域をカバーしなくては行けないため、公共施設よりも格段に維持管理、更新のコストが高くついてしまう点もあります。今回は、時間の関係もあり、インフラについては今後の上下水道事業の更新に絞ってお尋ねします。

まず、下水道事業であります。こちらは本格的な整備事業が始まってからまだ20年ほど、布設がえの時期には余裕があるように見受けられております。しかし、途中、行財政改革など

の影響もあり、町全域の整備率も100%にはほど遠い状況です。このペースだと、全面整備が終わる前に布設がえの時期が来てしまうのではないかとこの心配もあります。

また、下水道事業に対する一般会計からの繰入金も約5億円に上っており、財政を圧迫するのみならず、間接的には利用料の値上げにつながるという構図になりつつあります。

そこでお尋ねします。

笠松町の下水道整備が完了するのはいつごろの見込みなのか。それらは布設がえ時期に間に合うのか。また、今後の一般会計からの繰り入れの見通しと、さらなる利用料金の見直しがあり得るのかをお示してください。

最後に、上水道事業についてお尋ねします。

こちらは、帳簿上は黒字決算と、経営的には健全なように見受けられますが、今後の水道管などの設備の老朽化と、それに伴う機器の更新や布設がえなどの費用が経営に与える影響をどう見ておられるのか。

また、維持管理や更新の増大が将来的な利用料金にどう反映されるのか、見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 古田議員に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの公共施設、あるいはインフラの更新問題についてであります。その中のまず第1点に、公共施設等の今後の見通しや町財政に与える影響についての御質問であります。

新年度予算の概況の中でも申し述べさせていただきましたが、少子・高齢化が進む社会情勢の中で、社会保障関連経費の支出が今後ますます比重を高めてまいります。町財政は引き続きそういう中で厳しい状況が続くものと想定をされます。これらのことを踏まえて、将来にわたって安定した住民サービスが維持できる健全財政に努めていかなければなりません。そうした中で、老朽化した施設や、あるいはインフラ整備に対する経費が今後ますます増大していくことも認識をしております。そしてまた、老朽化した施設などは、長寿命化のために修繕や、あるいは建てかえなどの方法も含めて、現状を把握して、町全体での整備を考えていかなければならないと思っております。

特に、平成19年度に「行財政改革推進プラン」の理念を引き継いで、近い将来を見きわめる「笠松町中期財政計画」を策定させていただきましたが、現在はさらに5年延長した計画を策定中であり、引き続いて健全な財政運営を目指していきたいと思っております。

また、長期的な施設改修の見通しについては、関係機関と調整を図りながら、財政面を考慮に入れた「中長期施設改善計画」というのを検討をして進めていかなければならないと思っております。

おります。

そして、当面の課題に対する対策や方向性についての御質問であります。これまでの町の公共施設に対する取り組みとしましては、平成17年に策定しました行財政改革推進プランに基づいて、子どもは今まで町民プールや、あるいは消防団車庫の廃止や、あるいは施設の無人化や、あるいは未利用地の売却や、そしてまた分庁舎機能を廃止して組織を集約するなど、いろんな取り組みを実施してまいりました。現段階におけるこれからの方向性としては、現在子どもは児童・生徒が1日の中で最も多く時間を過ごす学校、あるいは保育所の耐震補強工事が来年度の笠中の体育館をもって完了しますので、次は災害時対応の拠点施設となる庁舎の耐震補強工事を平成26年度において実施をしていかなければならないと考えております。

そして、御質問にもありましたように、中央公民館や町民体育館、そしてまた給食センターや児童館につきましては、耐震性や老朽化の問題だけではなくて、特に中央公民館、町民体育館の駐車場や、あるいは児童館の一部が借地であることや、給食センターの設備の更新にも多額の費用が要ることなどから、いろんな多額の費用が見込まれることなどが課題であります。またこの少子高齢化の進展によって、町民の皆様方が必要とする施設も考慮する必要があるのではないかとと思われるために、この庁舎以外の今申しあげました4つの施設に関しては、施設の統合やら、あるいは移設やら、そしてまた廃止やら、用途がえ等も含めて、これは施設全体の見直しが必要ではないかと考えております。

そのためには、先ほど申しあげましたように、中期の財政計画を策定するとともに、財政バランスや将来負担を考慮した改修計画等も含めた検討をしていきたいと思っております。

その次に、上下水道のインフラの問題であります。まず下水道の施設の更新時期との兼ね合いについての御質問であります。笠松町の全体計画である683ヘクタールの完成時期につきましては、非常に厳しい財政状況を勘案して、町全体としての投資的経費への役割や、あるいは費用対効果も見きわめて計画をしていかなければなりません。当面はこの上位計画であります木曾川右岸流域下水道の全体計画の完成が平成37年であることから、当面、当町の公共下水道も、平成37年度というのを目標にして鋭意整備促進を図っていきたいと考えております。

また、笠松町の下水道管渠については、平成元年から整備を進めて四半世紀を迎えたわけですが、この耐用年数というのはまだ2分の1程度しか経過をしておりませんが、部分的に既設下水道施設の損傷等は懸念をされております。今後も計画的な整備を優先的に進めるとともに、国の補助制度を活用した「地震・長寿命化対策等」に係る計画を策定して、新規の整備や、あるいは維持管理や、そしてまた延命化、あるいは改築更新等を一体的に捉えて、このライフサイクルコストの最小化を勘案した施設管理を推進していきたいと今のところは考えております。

また、下水道の一般会計繰入金や、あるいは使用料の見通しについての御質問であります。

平成25年度の下水道事業の特別会計予算の下水道使用料につきましては、改定下水道使用料で算定をして、一般会計の繰入金に関しましては、前年対比3,607万円減の5億975万2,000円を計上させていただきました。この一般会計の繰入金の見直しにつきましては、公共下水道事業費や、あるいは維持管理費、そしてまた起債の償還額の状況を勘案しまして、今後も5億円程度の状況が続いていくものと予測をしております。

また、下水道使用料の見直しにつきましては、まだまだ基準外繰入金が少ないから財政を圧迫している要因の一つと言わざるを得ませんので、今後は平成26年、27年度に予定をされている、これは消費税の引き上げが予定されている以外に、5年ごとに私どもは下水道使用料改定の必要性を検討していきたいと今は考えております。

そして、今後の機器などの更新や、あるいは布設がえの費用が経営に与える影響についての御質問であります。この19年度に策定をしました水道事業経営計画につきましては、今年度見直しをさせていただきました。この主な見直し内容としましては、まず1点目は、平成29年度に予定しておりました第4水源地の施設改良計画というのを25年度、26年度に前倒しをして実施すること。そしてまた2点目は、平成26年から適用する新地方公営企業会計制度に伴う収益的収支の上方修正、そしてまた3点目は、この平成26年、27年度に予定されている消費税率の引き上げであります。そういうものがありますので、この既存施設の計画的、あるいは効率的な維持更新はもとより、地震等災害時に強い信頼性の高い水道を目指して、平成25年度から平成29年度までの各年度において、常に健全な財政収支のバランス及び資本的収支における補填財源を確保しながら、さらなる経営健全化に取り組む所存であります。

そしてまた、上水道事業の維持管理や、あるいはこれの更新の増大が将来的な利用料金にどう反映されるかという御質問でありましたが、この平成29年度末までの本計画中は、予定されている消費税率の引き上げ以外は現行料金を維持してまいります。この財政計画を大幅に修正すべき事態が発生したときには、料金改定の必要性を検討していかなきゃならないと思っております。

なお、平成30年度以降の経営計画の中では、施設の中でも最も古い第1水源地の管理棟の建てかえや、あるいは電気設備の更新など、施設全体の規模について検討していかねばなりません。その中で、料金改定の必要性もそのときに検討してまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問に入らせていただく前に、今回のこのテーマ、1月の大津で行われました議員研修で学んだことを生かさせていただきました。いろいろな意味で有意義な研修であったこと、受けさせていただいたことをまずもって感謝申し上げさせていただきたいと思っております。

そこで、最初にお尋ねしたいのは、今後の長期的な財政見通しについてであります。先ほどの答弁の中で、長期的な財政計画についてはこれから検討を進めるという抽象的な内容だったんですが、これはどうなんでしょうか。率直に申し上げまして、この更新問題というのは、10年、20年のスパンで見た場合、今後の町の財政においてかなりの負担になる。それによって財政が硬直化するという懸念があると思うんですが、もう1度町長、どの程度の期間を持っておられるのか。来年の話ではなく、将来にわたって町の財政に与える影響、本当に厳しいものであるのかどうか、もう1度そのあたりの見解を具体的にお示し願えたらと思います。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほど申し上げましたが、いわゆる我々が今考えている中期財政計画の中というのは、ここ5年、6年の話であります。今言った4つの施設やいろんな老朽化の問題を考えてみますと、これは中長期の財政計画を立てた中での問題だと思っております。中長期といいますと10年、15年ではないかと思っておりますが、これは基本的に、ただこれを建てかえたり、あるいは耐震をやることではなくて、先ほど申し上げましたように、公民館にしても、あるいは体育館にしても、そしてまた児童館にしても、いろんなものに関するこれからの必要性や運営のあり方も基本的に検討していかなきゃならない部分だと思っております。

それと、それ以外に、議員の皆さんからもいろいろお話があったこともありますが、やはりこれから少子高齢化が進んでいく中で、笠松町にもっと必要な施設がないだろうかという話も出てくると思います。やはりそれは単発でそのことだけを考えていくのではなくて、ここ何年かの間に全体的なプランができるような検討や、あるいは町民の皆さんや議会の皆さんとのディスカッションが必要ではないかと思っています。それが、笠松町のこれからの施設やものに対する考え方やあらわれ方の方向だけはつけられるのではないかと思いますので、そういう意味で、5年、10年、15年の長期パターンになる、いわゆる長期計画の中に入るのではないかと計画でおるということです。

〔2番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 本当にこの問題、これはもちろん笠松町のみならず全国の自治体にとっては、将来のまちづくりにとっての大きな足かせという表現が適切かどうか分かりませんが、避けては通れない問題だと思います。

そういったことを踏まえまして、少し具体的にお話を伺いたいんですが、まず真っ先に取り組むと言われております庁舎の耐震工事なんですが、今、具体的にはどのような内容で進められるのか。そして、これによって、この庁舎自体の耐用年数がどの程度延びるかということは、今の段階でわかっているんでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部総務部長。

○総務部長（川部時文君） 庁舎の改修計画でございますが、補正予算等で提案させていただいておりますように、今年度、これから設計業者を決めまして、来年度いっぱいかけて設計していきたいと思っています。その内容は、耐震工事がまず第1点でございますが、庁舎に補強工事、ブレス等をつけて補強していきたい。これでおおむね2億円の工事。それからもう1つは、大規模改修でございますが、今までやってこれなかった3階、4階の空調、あるいはスペースというものがまだある。それから屋上防水、それから先ほども車椅子が入れないなど細かいバリアフリー的な改修、そういったものがございまして、これも約2億円かかると。こういったことで今改修計画を立案しております。

それから、この工事を行うことによって耐用年数がどうなるかということでございますが、基本的にはこれは変わりません。鉄筋の建物は40年、50年だったと思いますが、これが変わるということではございません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうすると、大規模な工事ということなんですが、耐用年数がそれほど伸びないということになりますと、いずれこの庁舎も建てかえが必要になってくると。それはイコール大きなお金が必要になってくる。そして、それ以前に、先ほど町長のほうから答弁いただきましたように、町民体育館、給食センター、児童館等々につきましても、これは本当に早急に対処せねばいけない問題だと思うんですが、これは先ほどのお話を聞いていますと、個々の施設を個別にそれぞれやるのではなく、一つのトータルパッケージとして全体を見直して統廃合、あるいは廃止を考えていかなければいけないというふうに私自身は捉えたんですが、全体のそういった方向性というのは、町長、タイムリミットはいつぐらいまでに結論を出さなアカんと今の段階では思ってみえますでしょうか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の段階でいつまでということはまだ考えておりませんが、トータルのパッケージとして検討していくことが必要だろうということはもう思っております。というのは、さきがた申し上げました、いろんな諸事情の中から、単発に公民館だけを直し、児童館だけを直していくことではなくて、この際大事なことは、笠松町民の皆さんのいろんな必要性や、あるいはこれからの町の方針を決めるのに、基本的に考え直すいいチャンスであるということは間違いなくと思いますから、そのことを進めたいと思っております。

いつまでもかかってやっていくわけではないですが、今言いましたように、基本計画の中の財政計画も立てなきゃならないこともありますから、そのことも踏まえた基本的な考え方をできるだけ早く提示をしながら、1年かかって2年かかって、町民や議員の皆さんと納得いくような議論ができた上での将来計画を立てたいと思っておりますので、そのときにはまた提

示をさせていただいた案に関して、また議員の皆さんの活発な御意見も伺いたいとは思っております。できるだけ早く、基本の基本の方向だけは示したいなあと考えておるところです。

[2番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

そうしますと、これから何年かわかりませんが、5年、10年の間、笠松町全体がリニューアルすると、いわゆるルネサンスのような状況になっていく、そういうような認識を持ちたいと思います。

それでは次に、インフラとしまして、下水道事業についてお尋ねしますが、この下水道料金につきましては、ことしの5月に値上げをされる。そして、来年の春には消費税8%、そして再来年には10%に上げられることが、今の経済情勢を見ますとほぼ確実に becoming くるわけなんです。このほかに5年ごとに見直しというお話がありますが、そうしますと、ことしから下水道料金に関しましては、5年間はほぼ毎年のように料金が上がるというふうに見てよろしいんでしょうか。そのあたりをちょっと確認させてください。

○議長（川島功士君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 下水道料金の見直しの関係についてでございますが、あくまで基本的には5年ごとに見直しをしていきたいということで、見直しを決定しているわけではございません。ですから、今のところ25年度に上がって、それから26、27と今御指摘のように消費税が上がります。その後30年以降の下水道使用料について、29年度に検討をしていきたいということでございまして、今の現況でいきますと、これは今年度の懇談会のお話をさせていただきまして、基準外繰り入れが約1億円ございます。その1億円を何とかしたいということで、そして今の現状だけで考えますと、約60%の値上げが必要じゃないかということでございまして、その第1段階として今回20%の値上げを皆様方に御理解をいただいたところでございまして、まだ基準外繰り入れの状況が、5年後にどのような格好になっているかというのは、今の現況の見通しの中では多分、今これで3,000万円ほどとりあえず減少しましたので、またその後、7,000万円ですうっといくのかどうか、その辺の見通しを見ながら、平成29年度に検討していきたいということでございます。

[2番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） わかりましたというか、今言いたかったのは、消費税が上がれば、それに合わせて下水道料金も上がるでしょうと。そうすると、将来的に5年ごとだと、5年目でまた再値上げ、今部長さんが60%の値上げが必要だと言われたという話を、もしそれを現実のものとして受けとめるならば、この5年間というのは消費税も含めて上がるのではないかと

ことをお尋ねしたかったわけですから、まあいいです、時間の関係がございますので。

それで、この下水道料金値上げにつきましては、広報とか、いろんなホームページ等でも町民の方にお知らせを示していただいているんですが、やはり値上げというのは誰も歓迎しない。どちらかというところ、不平不満の源になるような話なんでございますが、実は私のお話をさせていただいた住民の方からも、いろんな意見というか、不満の声が上がっております。それをちょっと幾つか紹介させていただきたいんですが、1つは、既に下水道を利用して使用料を払っている人たちなんですけど、その人たちがいわく、そんなに大きな値上げばかりするんだったら、下水道なんか引かんでもらいたかったと、そういった意見です。そしてもう1つは、まだ未整備の地区。これは私の地元にあります北及とか門間の方々を中心なんですけど、自分たちが税金を納めている。その中で年間5億円も一般会計から下水道事業に繰り入れられている。同じ税金を払っているのに、どうしてうちのほうが全然整備していないんだと。まるで下水道を利用しておる者のために、俺らの税金が無駄に使われておるんじゃないかと、そうした御意見もありました。

この2つの違った立場からの不満の意見の背景には、下水道事業そのものに対する町民の理解がしっかり得られていないのがあるのではないかと。これは少し前の議会でも私はちょっとお尋ねしたんですが、もう1度使用料の値上げというこの機会に、下水道の必要性とか、先ほど言われた平成37年度までに何とか完成させたいといった将来計画について、説明会とか、あるいはそういったパンフレット等の、紙ベースでも何でも結構なんですけど、もっと積極的に町民の方に理解を求めるためにもお知らせをして、いろんな意見をいただく機会を積極的に設ける時期に来ているのではないかと思うんですが、そのあたり町長はどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この下水道計画が始まって、今言いましたように25年たちましたから、その間に笠松町の場合は、下水道に対して皆さんに温かい御理解をいただいたのかどうかあれですが、いわゆる受益者負担をなしにして、できるだけ早く下水道整備をしようという大きな試みの中でスタートした下水道事業であります。25年たっていますから、そのとき生まれた方が今25歳ということもありますので、そういう意味で、下水道に対する理解というのがもう一度必要な部分があるかもしれませんし、いわゆる町全体の下水道計画の中で、実施区域と計画区域に別れている部分があります。そのことに関するいろんな住民の皆さんからしてみれば、地域によっては不合理な部分があるかもしれませんが、これは初めに下水道計画を立てるときに御理解いただいて進めたことでもあると思いますから、そのことも進めながら、少しでも誤解をいただいているのはやはり御理解いただけるような体制をとるのは当たり前のことですから、その辺のことは1回よくまた事情や状況を調べまして、対応を考えてまいりたいと

思っております。

[2番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） よろしく願い申し上げます。

行政に携っている者、あるいは私どものように議員というのは、常日ごろからまちづくりとかそういったものに対して大きな関心を持っている、それが仕事なんです、正直申し上げまして、今のこの御時世、一般の方々というのは本当に目の前のことで精いっぱい、下水道事業の25年前の云々という話もほとんどの方が知らないというか、知っていても忘れてしまって、とりあえず今の目の前の値上げする、ああ嫌だなあ、本当に辛いなあ、何やっておるんや笠松町というようなふうにしていく、これはある意味仕方がないこと、これが人間の営みだと思います。そうした意味では、本当に丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

それと同じように、これまで、今お話を進めさせていただきました公共施設やインフラの更新というのは、本当に目に見えない財政負担といいたいでしょうか、既存の施設を修理改修となりますと、経費がかかる割には派手さはないと思います。それはもちろん新しいものをぼーんとつくれば、本当に新しいまちづくり、町や我々議会も一生懸命やっておるなというふうには受けとめていただけるかもしれませんが、既存の施設を修理する、改修するというのは、これはある意味当たり前のことではございます。そして、同時に利用料金の値上げとか、施設の廃止、統廃合に伴い、町民の方々にも多大な御負担を強いる、そういった意味では、先ほどの下水道事業と同じように、もっと町民の方に対しても、この更新問題というのは幅広く理解と協力を求めていく問題だと思いますが、最後にその点だけ町長さんのお気持ちや考えを確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員からいろいろ御指摘いただいたとおり、これは笠松町だけではなくて、それぞれの自治体に共通した問題であると思います。

私どもも今の公共施設の問題、そしてまた、今議員の皆さんや町民の皆さんにこれから理解いただかなきゃならないごみの焼却施設の更新の問題、いろいろ抱えている問題がいっぱいありますから、そういうことも踏まえて、住民の皆さんに少しでも説明をし、納得いただけるような説明責任は私どもにあると思いますから、その辺のことを議会の皆さんともいろいろ懇談や協議をしながら、方向性をつけていきたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（川島功士君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ちょうど時間的にもいい時間になりました。本当に今回有意義な議論を進めさせていただいたことを感謝申し上げ、質問を閉じさせていただきたいと思います。どう

もありがとうございました。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き一般質問の続きを再開いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

8番 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） 午後の部で最初に議長からお許しいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問に入る前に、きょうの開会前にも議長のほうから黙祷ということでありました。その中、きのう3月11日は東日本大震災、また福島原発事故等で丸2年がたったわけでございますけれども、まだまだ多くの2,600人余りの行方不明者、31万人余りの避難されている方に対しましても、本当に哀悼の言葉をかけずにはおれないような状況でございます。

その中、いろいろ昨年からもグアム島での暴走事故、またアルジェリアでのテロ行為、エジプトでの熱気球の事故と大変大きな事件も起こっております。多くの日本人の皆さん方が犠牲になられたことだろうと思っております。大変お見舞い申し上げるわけでございますけれども、やはり私たちにもいつ起こるともわからない災害事故には万全の心構えが必要ではないかと思っております。そんな中、笠松町民の皆さん、また皆さん方が笑顔でおられるようなふるさとが、東北の方も笑顔で東北のほうへ帰れる日が来るのが本当にいいことじゃないかなというようなことを思っております。

そんな中、いろいろな災害・事故等も考えて、また今回の質問事項、我々笠松町にも多くの児童・生徒がいるわけでございますけれども、大変昨年より思っております、今回質問させていただきます通告のように、通学道路の安全確保についてということで質問させていただきたいと思えます。

いろいろ皆さん方にもありますように、1つ目の通学道路の安全確保について、教育長さん、町長さんに質問させていただきます。

質問要旨にありますように、1つ目は国土交通省からの通達についてですが、昨年来、児童・生徒の登下校の列に自動車が突入して多くの死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いでいます。昨年からも私の近くでも死亡事故や車の接触傷害事故が多く見受けられており、最近の車の多さには大変気をもんでいるところです。しかし、当町にも3つの小学校、1,334人余り、また1つの中学校658人があるように、いつ起こるともしれない事故が危惧されております。

そんな中、昨年でございますけれども、5月30日に国土交通省、警察庁、文部科学省より緊

急の通学路における交通安全の確保についての指示があったと思いますが、その後、当町においてどのような指示をされたのか、教育長さんにお尋ねいたしたいと思います。

未来ある児童・生徒の安全な通学、また安心して学べる学校生活を見守るのは、地域、学校はもとより、我々行政が、起きてからではなく、緊急の問題と思い、今回質問させていただきました。昨年12月ごろには、全国で約7万4,000件ほどの通学道路の安全対策が必要であるというようなことが新聞紙上でも報道されておりますので、申し添えておきたいと思います。

また、2つ目として、さきの質問と同じことでございますけれども、笠松町内小学校、また中学校の通学道路の安全対策について、どのような点検をされたかお尋ねいたします。

また、安全対策必要箇所があったのか、その状況をお示しいたきたいと思います。

なお、日ごろから地域のボランティア、交通安全協会の皆様には協力していただきまして、通学道路の安全対策、登下校時の見守り等にも多くの協力をいただいております、感謝する次第でございます。

3つ目といたしまして、笠松町内には小学校、中学校の通学道路は多くありますが、私の地元である円城寺地内の通学道路について、3つ目の質問をさせていただきます。

円城寺地内には約120人ほどの小学生が通学しております。大きく分けて、木曾川旧堤防を境にして北と南に分かれ通学しております。今回特に問題に思うのは、旧堤防南の地域から通学する児童の交通安全対策について質問させていただきます。

東海道線ガード下からバイパスのガード下を過ぎ、中野忠魂碑の信号までの通学道路ですが、約1キロあるように思われます。その間、朝の出勤時間の登校、夕方の下校には大変車が多く、しかも道路幅が狭いため、児童たちは身をひそめながら通学しているような状態が長く続いております。そんな中、前から思っておりますが、難しい問題があると思いますが、通学道路の拡幅、また通学道路の変更、カラー舗装の設置、または立て看板、通学道路である案内板などがないようですが、何とか考えていただけないかというようなことで思っております。

特に、下校時には、4時ごろには笠松競馬の開催中には終了時間と重なり、特に車が多く、スピードを上げて通過するのが多く見られております。きょう、この質問をさせていただきましたので、現場で少し写真を撮らせていただきましたので、議員の皆さん方に今配付させていただきますので見ていただいて、また町長さんからよい回答が得られることを願っております。

まだまだ町内には、ほかにも各学校校区には危険な通学道路があると思いますので、その点も重ねて、町長さん、また先ほどの質問にありましたように教育長さんにも、未来ある児童・生徒のために、また起きてからでは遅いということで今回質問させていただきましたので、明快な御回答をいただき、第1回目の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川島功士君） 安田議員から、あらかじめ通告のありました写真を配付いたさせます。

[写真配付]

安田議員の一般質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、安田議員さんからの御質問で、私のほうからは、下羽栗校区の特に円城寺地内の通学路の中で、旧堤防南の地域から通学する児童の交通安全対策についての御答弁をしたいと思います。

この件に関しましては、確かに歩行者の安全確保というのは、人と車の完全分離というのが最も望ましい方法ではありますが、今御指摘いただいたこの道路に関しては、この道路だけではなくて、やはり町道の多くは幅員が狭いこともありますので、いわゆる人と車の分離というのに関しては大変困難な状況でもあります。

特に、この円城寺の新堤防沿いの通学路におきましては、今申し上げたような状況であります。看板など必要な安全対策については、学校と協議しながら設置をしていきたいと思っておりますし、またこの道路の安全対策の一つとして、この堤防の小段や、あるいは堤防の天端道路を通学路として使用するような方法も考えられるのではないかと思います。この天端の道路に関しては、この25年度には22号線から、いわゆる蘇岸築堤記念碑公園のところまではサイクリングロードの整備事業の中において舗装のカラー化を行って、歩行者と自転車の通行分離を行うわけではありますが、確かにそういう状況であれば、今よりは安全に使用できるのではないかと考えておりますが、通学路の安全の確保に関しては、引き続いて教育委員会や、あるいは学校やPTA、そしてまた皆さんで協議をして検討していきたいと思っておりますが、道路管理者として必要な安全対策については、いろいろ協議の上、出てきたことに関しては積極的に協力していきたいと思っておりますので、また御指導をいただければありがたいと思っております。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 御質問の国土交通省からの通達、通知の内容、それから町内の点検についてお答えをさせていただきます。

昨年、24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童の列に車が突っ込むという事故を初め、児童等が巻き込まれる痛ましい事故が相次いだことを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁が合同点検を実施し、点検をして抽出された箇所について対策を検討、実施することが決定され、通知がありました。それに基づきまして、下羽栗の小学校区は7月25日、それから笠松小及び松枝小校区は7月27日に合同点検を実施いたしました。この通知は小学校の通学路のみに限定されたものでございました。その対策は、合同で検討して、できるだけ歩車道の区別のある、交通量が少ない、幅員が確保されている、見通しのよい、横断歩道や信号機が設置されている、犯罪の危険性が低い、そういった道路などを選ぶとともに、安全確保のため

の具体的な対策を行うこととされ、結果については町のホームページに掲載される予定になっております。

点検結果でございますが、笠松小が11カ所、それから松枝小が1カ所、下羽栗小が5カ所となっております、外側線の設置など、今後対策が行われる予定だと認識しております。各学校とも危険箇所については、ボランティアやPTAが立って、毎朝帰りに安全確保していただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

学校でもPTAと合同で、毎年3月から5月までかかっていますが、通学路の点検も実施していただいているところでございます。

[8番議員挙手]

○議長（川島功士君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

町長さんの最初の円城寺地内のほうの通学道路に関しては、先ほどの写真もお出しいたしましたが、サイクリングロードの関係と、また中段等、いろいろ通学道路に関しては変更ということが考えられるし、またサイクリングロードができればそこを通学道路にするというようなことも考えられるということで、それに応急の措置として、通学道路であるというような看板、もしくは通学道路であるよというような表示ができれば、その1キロの間に、たとえ2本でも3本でも、やはり交通の妨げになってはだめですし、またなかなか民地にそういう看板を立てるということは難しい問題も出てきますので、道路幅が狭いということで、道路の真ん中に立てるわけにはいきませんし、そこら辺をよく協議していただいて、交通安全協会の方、またPTAとか地域の方と相談して、少しでも通学道路であるという表示をしていただけるようなことを思っておりますが、町長さん、もう一度お答えしていただきたいと思います。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、参考でいただいた写真の2枚目に、通学路注意と書いた看板等が見当たりましたが、これは笠松町じゃないですね。

これは参考だろうと思いますから、まずそういう天端なり、小段なり利用する前までの一つのあれとして、この道路が通学路だよということをもっと知らしめるだけの努力をしていかなきゃいかんと思いますから、対応を考えたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（川島功士君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ここだけじゃなくて、下羽栗校区、松枝、本町にもまだ多くの道路と併用しておる通学道路が小学生に関してもあると思いますので、今後とも、やはりきょうも土岐津で小学校2年生の方が横断歩道を渡っておったら車にはねられたというようなニュースを昼にやっていたようですので、大変交通事故等、東日本の災害等でも、小学生や中学生の痛まし

い姿をここ二、三日テレビで何度か見ております。やはり交通事故等にも十分気をつけていただくためにも、行政が率先して通学道路の安全点検には力を注いでいただきたいということで要望していきたいと思います。

その次に、教育長さん、今いろいろ昨年4月以降、下小校区、また笠小、松枝小と3校区の点検をされて17カ所ほどというようなことで聞いておりますが、調べて点検だけして報告すればそれで終わりということじゃなくて、やはり町と一体となってこの危険箇所なり、また道路改良するなり、いろんな問題点があろうと思いますが、その点、教育長さん、町のほうへ、何かこういうふうにしていただきたいとかというような要望は出されたのか、その辺ちょっと教育長さんのほうからお聞きしたいと思いますが。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） この点検並びに対策の内容につきましては、3者合同でということになっておりますので、例えば単純に保護者の見守りを強化するとかといったところもありますが、これも道路事情とか交通事情、それから防犯環境も具体的に検討した上で対策するというようにされておまして、通学路の変更であったり、安全施設の新設、先ほどおっしゃった通学路注意、町内をずうっと見てみますと、下羽栗の米野のほうから西を向いて下羽栗のほうに来る道路については何本か立てられておりますが、実際には町内を点検した結果、先ほどの、例えば下羽栗でいうと4カ所の対策を講じなきゃならないところというふうに出た結果が出ておりますので、事業主体をはっきりさせて、教育委員会が担当すべきものなのか、それから町のほうでやっていただくことなのか、道路標識等については警察にお願いすることなのか、その分担をして対策に努めることとされておまして、私どもにおいては、教育委員会として、保護者であったり、地域の見守り隊の方々にお世話いただくと。それから、学校の児童・生徒に注意を喚起する、正しい道路通行について指導するということが分担でございます。ただ、その点検した箇所について、対策をどこが事業主体で行うかというところまでは共同してやっていくところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 要点的に質問ということじゃなくて、本当に身近に見ておる通学道路の安全対策ということですので、大変地域の方、またボランティアの方やら、いろんな方にお世話になり、朝・夕の通学道路に関してはこれからも万全の体制で臨んでいただきたいと思っております。

その中で、中学生は下羽栗校区の方はほとんどが自転車で通学しておるようなことで、中学生の自転車の乗り方のマナーが悪いとか、そういうこともありますけれども、やはり通学道路をきちっと確保するというのも行政の皆さん方が協力していかなきゃならないと思っておりますので、

また私たち議員も身近な問題として、これからも通学道路だけじゃなくて、今見守り隊とかいろいろなものもありますし、松枝のほうもボランティアの方でいろいろ行っていただいておりますので、皆さん方と一緒に、未来ある子供、児童・生徒には万全の体制で臨んでいきたいと思っておりますので、簡単でございますが、これで要望ということで、また今後ともよろしくお願ひしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川島功士君） 引き続き一般質問を続けます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、定住外国人に対する施策についてでございます。

この質問の機会となりましたのは、1月27日付の赤旗に関する記事でした。「潮流」という欄に、日中友好協会宮城県連和泉支部が発行したブックレットによりますと、東日本大震災で中国人実習生を津波から守った宮城県女川町の人たちを取材してまとめられたものですが、震災時、海辺の水産会社19社で162人の中国人実習生が働いていました。全員が津波から逃げ、無事帰国しました。大地震も津波も経験したことのない外国人です。町民の1割近くが犠牲になった女川で、なぜ全員助かったのか。実習生を避難させ、みずからは津波にのまれた経営者もいます。水産会社の専務、佐藤充さんです。「実習生から一人の犠牲も出さぬ」と寮も探した社員。津波直後、帰国を手配した社長たち。極限状態でそれができたのは、町ぐるみでふだんから実習生を「将来長くおつき合いする人」として尊重していたからでした。女性には女性生活指導員を配置。親身になって教える日本語研修。これが日常行われていたようです。ある社長は、常々、「実習生を単なる労働力と見てはならない」と述べていました。帰国後、家族を説得して女川に戻った実習生もいます。とありました。

笠松町で外国人定住者を調べていただきましたところ、25年1月現在で261名、17カ国の方々がいらっしゃるとのことです。私たちは、この笠松に住んでくださる方々を「将来長くおつき合いする人」という考えを持って対応できているのだろうかと思いました。

企業で働いている実習生についても、「単なる労働力と見るのではなく、人間として尊厳されて働いているのだろうか」と思いました。この話を我が家のお嫁さんに話したところ、言葉が通じ合えないところから、小学生活の始まるころから、子供たちと、また親御さんも孤立になり、父兄としてもなかなか地域に溶け込めなく、孤立する形となって、子ども会やプール当番、交通安全当番など理解し、参加していただくのが難しかったと言っていました。外国人の方々笠松町の町民として地域に溶け込み、地域の皆さんと暮らせるための配慮が必要だと考えますが、どのような対応になっているのかお尋ねします。

また、学校生活においても、いろいろ配慮されていると思いますが、具体的にどのようにさ

れているのか教育長にお尋ねします。

次に、デマンドタクシーについて、戸口から戸口まで送迎する運行システムを1年前にもお願いをしているところですが、デマンドタクシーという言い方よりも、むしろ高齢者や障がい者等を戸口から戸口まで送迎する足の確保ができる体制づくりが必要だという点でお願いしていきたいと思いますが、私は平成23年12月の第4回定例議会の一般質問で、「歩行困難な障がい者や高齢者へ戸口から戸口まで送迎できる運行システム」の設立を提起しましたが、町長は、障がいのある人や歩行困難な高齢者への移動手段の確保に対する施策としては、介護保険制度、または障害者自立支援法による介護タクシー、福祉有償運送、または移動支援事業により実施されているので、現在のところ導入や実施する考えはないと言われました。

しかし、介護保険でも、障害者支援法でも、必要の全部が満たされるわけではありません。また、この2つの制度のはざまにあるものへの施策として必要を強く感じています。特に、町民バスのリニューアルされるまでには、ぜひこの体制もあわせて考えながら、バスの運行経路や、またバスの形態などについても考えていただけるといいなと私は思っておりますので、ぜひその点もあわせて考えていただきたいと思い、再度お考えをお尋ねします。

これで第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（川島功士君） 長野議員の一般質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問で、まず第1に定住外国人に対する質問であります。現在この笠松町では、英語や中国語によるごみカレンダーなどを作成しておいて、生活を営むに当たり最低限必要となるごみの分別方法や、あるいは出し方の情報等を提供しておりますが、また町内の在住外国人の方の多くを占めるとされる外国人の技能実習生の方に対しては、来日直後に、これは国によって定められた講習プログラムの中で日本語とか、あるいは日本での生活一般に関する知識を受講することになっておりますが、日本での就業や、あるいはそういう生活に臨んでおられますが、笠松町でも町の商工会が受け入れ機関となっておりますから、町からは環境経済課の職員が出向いて、ごみの分別方法など詳細な説明等も行わせていただいております。

近年、外国人住民が増加傾向にある社会情勢の中で、笠松町で安心して定住できるように、この外国人の方も住民の一人であることは理解しておりますので、ともに協力し合ってよりよい地域づくりを行っていく、いわゆる多文化共生の実現を目指して進めていきたいと思っております。

この笠松町においては、特に「道徳のまち笠松」を進める中であって、今後の社会情勢や、あるいは定住者数の動向を見極めながら必要に応じた施策を進めるとともに、この地域社会を構成する町内会の皆さんや企業や、あるいは各種団体の皆さんにもそういう働きかけも進めて

いきたいと考えております。

2点目のデマンドタクシーの御質問であります。御質問にある法のはざまにある方といいますと、今言われたように介護保険を受けるまでもなくて、あるいは障害者手帳を交付されるまでもなく、いわゆる加齢とともに身体的な理由等によって体力の衰えが見え始めた健常者に近い方のイメージを言っておられるのではないかと思ってお聞きをしておるんですが、そういった方々の移動手段としては、この笠松町では巡回町民バスというのを運行させていただいておりますが、またほかの議員の方からも御質問があるかもしれませんが、町内全域をめぐらすような形で進めている中で、しかも300メートル以内にバス停を設けるなどとして、いわゆる皆さんにとって身近で日常的に利用できやすい交通手段として事業実施をさせていただいておりますが、今御質問にあったような状況も、一つの状況としてあらわれてきていることだと思います。

今御提案にあったデマンドタクシーというのは、具体的に今議員がイメージされているのは、今の現状の中でどのような形態のものを想定されて言っておられるのか、ちょっと私にはまだ具体的には思い浮かんでまいりませんが、いわゆる言われた戸口から戸口までの送迎、そういうドア・ツー・ドアとなるデマンドタクシーの導入というのは、今の民間タクシー事業者とのいろんな競合もありますから、そういうことの対応も考えながら進めていかなければなりません。本格的なこれからの高齢社会を迎える中であって、いわゆる高齢者の皆さんや障がいを持った皆さんが、誰もが安心して生活することができる環境の整備というのは、これは言われるまでもなく大切なことだとは認識しておりますが、どのような事業で、どのような方法で、どうしたらいいかということに対しては、また地域のいろんな実情に即したものでなければなりませんので、いろんなそういうものに対する輸送サービスがあるかどうかも含めて調査・研究をする必要があると思います。

であるだけに、今すぐデマンドタクシーの導入を検討するかといえ、ちょっとそれは時期がまだそこまでの検討には至っていないことだけは事実ですから、お知らせをしながらまた御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現在、笠松町の小・中学校に就学している定住外国人を保護者に持つ児童・生徒は小学校で21名、それから中学校で6名、合計27名でございます。そのうち、日本語は話せますが、相手に自分の思いを十分に伝えることが得意でない児童が1人在籍しております。保護者も子供と同様でございます。したがって、保護者については、学校と出欠席の御案内をするときであったり、個別懇談をするときに一生懸命自分の思いをわかるように伝えようと努力されておまして、教職員もタガログ語を話すということはできませんけれども、その親さんの思いというものを十分理解して意思疎通に努めているところでございます。

一方、児童は相手に自分の思いが伝わらなくて、うまくコミュニケーションできないときがありまして、お互いに学校ではそういう場を見たときには、学級担任だけではなくて、教職員全員がかかわり、お互いに双方が聞き合えるような援助をするということを共通理解して動いているというところでございます。学級担任は日常的に本人と会話の時間をとって、日本語を勉強する、日本語で会話する時間を設けているところでございます。小学校では、5、6年では外国語活動の時間が年間35時間、教育課程に昨年から位置づけられました。これは、「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める」ということを目的としています。文部科学省が発行しています英語ノートというのがありますけれども、これの開いたところ数ページには、「世界のこんにちを知ろう」ということで、英語だけではなくて、こんにちを母国語できちんとお互いに子供たちが会話しながら勉強すると、そういったことで時間をとっております。異文化に触れることは、現在の児童・生徒の成長にかかせません。学校では、定住外国人の子女を含めて、海外で生活した児童・生徒が外国語活動の中心となって活躍してくれることを期待しているところでございます。

現在、岐阜県では、日本語や日本の生活になれるために「外国人児童生徒適応指導員」といった人材が配置されておりまして、ポルトガル語、タガログ語に対応できるようになっております。これは、児童・生徒及び保護者を対象とした支援のための配置でございます。笠松町には、そこまで援助する必要があるような児童・生徒、保護者がいないということで、笠松町には配置されておりません。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、外国人の方なんですけど、ちょっとあれしますと、ブラジルが12人、カンボジアが2人、中国が132人、これは1月末現在のところなんですけど、台湾が1人、インドネシアが5人、朝鮮が6人、韓国が31人、ナイジェリアが1人、マレーシアが2人、イギリスが1人、トルコが1人、パキスタンが4人、ペルーが5人、フィリピンが36人、アメリカが2人、ウクライナが1人、ベトナムが19人、この1月末現在は、17カ国で261名の方がいらっしゃるというふうにお聞きをしました。

それで、これから本当に世界が一つと言っていいくらい、日本の私たちの子供たちもこんなにも思うぐらい外国への生活が実現してきておりますし、またこんないろいろな国の方を笠松町で受け入れていると、私もこの質問の機会です初めて知りましたが、私は女川町で本当にすばらしい実践だったと思いますけど、日常でないとなんかできないなということも思うわけですが、私たちは道徳のまちとして笠松町を推していくのなら、こういう方々に対して将来長くおつき合いをする人として見ていく、このことを道徳としては位置づけるべきではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松町がそういう道徳のまちとして進んでいこうということは、もう町民の皆さんやいろんな皆さんには御理解いただいています。今言われたように17カ国の約260人を超える外国人の方が在住されています。17カ国の中で、言語も文化も習慣もそれぞれ違う国でありますから、なかなか我々も全ての国の文化や習慣や言語がわかるわけでありませんから、非常に難しい部分がありますが、その方々が日本の文化や習慣にいかになじんでいただいて、取り組んでいただける努力をしてもらえるかということがやっぱり大切な要素の一つでありますから、そういう受け入れが我々の中にできるかどうかということが大きな問題だと思います。

それにはやはり、さきがた申し上げたように、各町内会の皆さんや、企業や、いろんな団体の皆さん、行政も含めてであります。そういう環境や状況を理解した上で、同じ人間として多文化の共生ができるような地域となるように、その努力はいろいろしていかなくやなりません。ただ、どこを切り口にしてどうするかというのは、非常に文化、習慣、歴史が違う民族の中での対応というのは、私どもも申しわけないですが、余りなれていない。アメリカ、中国、韓国、フィリピンというのは、いろんな機会ですれ違うことがありますからわかるんですが、もうそれ以外の国とのことは、私自身がなかなか理解できないところがある中で、町民の皆さん自身もなかなか大変だと思います。そういうことをいろいろ知った上で対応できるように、お互いにまた努力していきたいと思っています。

この町にそれだけの外国人の方が見えるということ、議員自身も初めてわかったと思いますが、多分町民の皆さんもほとんど、一部接触がある方はわかりますが、それだけの方が見えることはわかってないかもしれませんから、いろんなところでそういう状況なんだよというのがわかるようなことをするのも仕事のうちの一つかなとは思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当に、こんなにたくさんの国の方々がこの笠松の中にいらっしゃるということは、私も驚きと同時に、やっぱりもっと町民の皆さんに知らせていくこと、今私たちが接するのは、日常の中で言えば、労働をしに来ていらっしゃる方たちと朝行き交うとか、そういう中で、せめて「おはようございます」と言って、声がかかってくるかこないかぐらいしかわからない部分だとか、それから、言葉で言えば5カ国語ぐらいが中心になって、お互いに通用していくのではないかというふうには思っているわけですが、なかなか親しもうとすれば、身ぶり手ぶりでは人間として通じ合えるというのは、このごろいろんなテレビなどでもそんなのをやっています。見ていて豊かに通用していくものなんだなというのは思っていますけれども、そして、私たちがあれなのは、日常の中ではそのぐらいと、それから町民運動会に参加

していらっしゃる方たち、それから成人式にお呼びしていただいている方たち、そんな配慮はしてあるんですけど、もう少し地域で触れ合えるような目を向けていかないといかんかなというのと思いました。

そういう点では、町内会の方たちとの、会長さんやそういうところでも知っていただき、対応していただけるような手だてをとることも大事なのかなと思っていますので、そんな機会をつくっていただけると同時に、もう1つは学校のほうの関係なんですが、教育長さんにお願いしたいんですが、まず保育園の時代からあるのではないかと思いますけれど、こちらの習慣というのか、行事をわかってもらっていくためにも、ぜひとも1日入学のときとか、そういう参観のときに少し言葉のわかるようにというのか、通訳ではないけれども、そんなツアーができる方があるといいなというふうに思うんですが、そして、意外に今、中学生や小学生が、先ほど年間35時間とられるということですので、もっと語学を生かしてつながっていけるようなところができるといいかなと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

1日入学のとき、それから入学式のときぐらいですかね、父兄と一緒に参加できるというところは。そんなところで先生と父兄と結びつけるような配慮の仕方ってあるのではないかと思います。そんなのは難しいでしょうか。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 実は、現在、学校に通学している定住外国人の方の片方、お父さん、ないしはお母さんが日本人でございまして、小さいときから日本語になれているという状況があります。例えば、小学校、中学校で個別懇談でお母さんが出ていらっしゃるようなときには、どちらかという子供が幼稚園、小学校、中学校と集団の中で日本語を使って生活していますので、日本語が堪能でございまして、親さんと先生との懇談の取り持ちをお子さんがすると、こういったことができるという状況であるということをお学校から伺っております。

ただ、おっしゃったように、保育園の段階から親さんの不安を解消する、そして就学を安心して小学校、中学校へ来ていただけるような配慮については、これから検討していきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今、教育長さん言われますように、どちらかが日本人だということで、例えばお母さんじゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、御主人がそういうところへ出てきてしまって、お母さんは全く子供を産んで、家の中で育てられるだけの役割になっているという、大変危惧をする状況も同じ長池の中でも見受けるわけですが、本当に子育ての上ではお母さんと地域の結びつきってとても大事だと思うんですよね。だから、そういうあたりでの配慮もひとつしていただけるといいかな。これは保育園、それから教育の現場も両方だと思います

が、やはり子供さんは日本語に早くなれていくんですが、親御さんというのはそういうことで、うちのお嫁さんが言っていましたように、PTA活動の場などでは孤立して出てこない形で終わってしまい、連絡もできなくて終わっている。そして、9年間済んでいってしまう。そういうようなことになってしまっている気がしますので、ぜひその辺を配慮していただけるような状況が欲しいなと思います。そして、本当にみんなと仲よく、地域でもともに暮らせるような社会になっていきたいなと思いますが。とって今、本当にこういうことをしたらどうなんてということはなかなかできませんので、まずはこういうふうな外国人の方がいるというところに目を向けてくださって、そこから始まるのではないかと思います。よろしくお願いします。

次にデマンドタクシーのほうですが、町長が言われるとおりでして、岐南町のような、今町民バスをやめてしまって、デマンドタクシーになっているようですが、あれは利用できにくいと思うし、あれでは本当に町民が喜ぶ足にはならないと思えて仕方がないんです。ですから、必ず間違いなく高齢化社会になってきますので、特に障がいや車椅子だとか、本当に加齢によって足が歩けなくなる。例えば、私も今でもそうですが、15分で皆さんが行けるところが25分ぐらいかかるようになってきたんですね。それから、足だけではなくて、町民バスを見てみると、お買い物などをされて荷物を持ったお年寄りが、あのバスを上がってくるのが、大変足を上げるのが困難になっている。お手伝いをしないと乗れないという状況も見たりするものですから、いつかそういう戸口から戸口への制度を、どんな形か、私に提案できるというか、考えられるのはタクシーと提携する形、それから、高齢化になってまいりますと、車の運転ができる方たちがたくさん高齢者の中にいますので、シルバーの中の一つの仕事の部分としてもワンコインとか、往復1,000円とか、そういうような形ぐらいで買い物ができたり、お医者さんへ行けたりするようなシステムができたらいいなと思っておりますので、今すぐじゃなくて、そういうのも視野に入れていただけるというふうに思っておりますが、町長の先ほどの答弁はそういうふうに私は受けとめてお願いをしていきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この笠松町の町、いわゆる旧笠松を通ってみてもわかるように、やはり高齢者の方が多くなったときに、本当に買い物、いわゆる八百屋さんやちょっとネギや豆腐だけ買いたいという買い物ができるところがない限り、本当に買い物難民といえますか、せっかくこのような町にあったって、郊外のところへ出かけて買い物に行けるかといったら行けない。そういう部分や今の病院の部分、これは絶対将来考えていかなきゃならないことになることはわかっていることだと思いますから、今のデマンドタクシーやデマンドバス、そういう乗り物に対する今のような問題と、笠松町なり、松枝なり、地域なりに簡単に日常の買い物ができるものだけとは何とか確保する、そういう部分も、これは今ではなかなか考えられませんが、

やはり行政が何かやらなきゃならないときは必ず僕は来るような気がしていますから、いろんな社会情勢を見きわめて、今の車の問題、あるいは買い物が楽にできる地域の問題を含めた総合的な問題を、今言いましたように調査・研究していくことが我々の責務ではないかと思しますので、これはまた議員の皆さんともいろんな懇談の場の中で議論をしながら、方向性を見つけられるようないい案が出てくれば、これはみんなで考えることだと思いますから、そういうことで対応を考えていきたいとは思っております。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 実は、松枝小学校区は、今八百屋さんというトミダヤだけなんです。けれども、その県道沿いに、今ラッシュのようにコンビニがつくられていくことで、本当にトミダヤさんが潰れませんようにと願っておりますけれど、業者の人たちは、自分たちの営業のことでやられますけれど、私たち松枝の住民といたしましては、本当に大事な大事なトミダヤなんです。

かつてトミダヤさんに、私たち新日本婦人の会の婦人たちで買い物をしに行きたいので、買い物に行くけれど、その買い物したものをトミダヤさんに預けておくので、一定の時間になってたまったら、少し運び料を取られてもいいので届けてもらえるような制度をつくってもらえませんか、という要求をしたことがあります。いまだ実現はしてありませんが、いろんな地域によってお店屋さんがそんな努力をしてみえるところがありますし、かつて亡くなりました名和さんは、福祉会館から駅までバスに乗られたんです。どうしてと聞いたら、シマケイさんで買い物して、帰りはシマケイさんの車で送ってもらえるからおっしゃったんですね。だから、そういうような形も含めて、いろいろこれから見ていけるのではないかと思いますので、ぜひ研究をしていただけたらと思っております。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、2時45分まで休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時45分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き一般質問の続きを行います。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 伊藤功議員。

○3番（伊藤 功君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問の前に、私も一昨年の3月11日2時46分という、その数字は一生忘れないと思います。なぜかという、ちょうど3月の福島原発のああいふ事故から、要するに地震が一番のもので

すけれども、それによっていまだに多くの方が地元に戻れない、こんな嘆かわしいことはないと思いますし、その年の4月から議長を拝命し、行くところ行くところその話をさせてもらいましたので、この数字だけは一生忘れないと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

私は、1つ目は笠松町公共施設巡回町民バス路線のバス停見直しのその後の進捗状況について、2つ目は交通安全対策についての質問をさせていただきます。

町民バスについては、近いところでは22年第2回定例会で安田議員が運行経路と乗降場所の変更を、そしてまた古田議員が今後の展望を質問され、また24年第2回定例会では、私伊藤と田島議員が料金の問題、そしてバスが通らず停留所のない空白町内を解消できないかという質問をしました。24年第4回では、長野議員が岐阜や川島への相互乗り入れの質問をと、多くの議員も関心を持った質問だったと思います。

町長の答弁は、今までの経過や、各停留所の距離や、1時間に1本必ず同じ時間にとまることは絶対崩したくないが、町民の意見を尊重して今後考えたいと最後は締めくくられました。

そこで質問ですが、町内としては、松枝地域で一番大きい田代西にはバスが通らず、バス停がなく、不公平な扱いになっていることをどう検討されたのかをお聞きしたいと思います。

そして、公共施設巡回となっている名称も、笠松町コミュニティーバス、コミバスと名称変更をされたほうがと私はと思いますが、いかがでしょうか。

余計なことかもしれませんが、コミュニティーとは、一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会を指すという意味ですから、町民に同等の権利を与えるのが町のトップである町長の責任だと思いますので、よろしく願いいたします。

バスの質問も最後としますが、前にも質問をしました、公共施設を巡回しているというより、駅への交通手段、病院、医院への足がわりに利用されている、そのことが悪いとは言いませんが、一部の整形外科は多大な恩恵にあずかっているところもあると思いますから、そういうところにバスの車内に宣伝広告を出してもらい、一石二鳥の効果を得る方策を企画課にお願いしたいと思います。

2つ目の質問は、交通安全対策です。

きょう最初に安田議員が質問されましたので、重なる部分もあろうかと思いますが、安全対策についての質問をします。

新聞紙上では、毎日のように交通事故が報道されています。昨年、隣の県、愛知県は、全国ワーストワン、岐阜県内では交通事故の件数は一昨年に比べ減っているようですが、死者数は30人ほどの増加、ただし、負傷者の数は減少というふうにお聞きしております。羽島署管内でも発生件数750件ほどに対し、死者数、負傷者数ともふえております。

そこで質問ですが、2点を質問いたします。

1点目は、中学生の通学経路の安全対策について、特に松枝地域のことですが、教育長さんをお願いしたいと思います。答弁はよろしくをお願いします。

登下校の通学路がまず一定していないように思えるのですが、その理由をお聞きしたいと思います。

まず、自転車通学の場合は、羽島用水分水工東幹線の上部利用で通学路として安全に通れるようになりましてことは大変ありがたいと思います。北及、長池が入るんかなと、ちょっと自分もわからない点があるんですが、そちらの子供たちが利用しております。門間地区の生徒は、登校の際には北及高坪線、通称古田道路を利用し、柳津のかにの華の交差点を今度は東へ、またバイパスの歩道を通り、フジ写真館まで来たら、これ多分渡っていると思いますが、その渡ったところを北上し、美笠通りを北へ向かっていると思います。そんなような通学路と思いますが、違っていたらまた訂正なり、教えていただきたいと思います。

そういうふうで、行きははっきりしていると思うんですが、帰りの通学路が決められた道路以外の道でよく見かけることがあります。歩きの通学のことですが、これが私としては特に顕著に見られるのは、羽島用水と旧柳津街道の交差点、志知八郎商店北の信号を北上する、もう1本西の美濃幸商店と古田新聞店の間の道、これは信号機はありませんが、これを歩いて通学しておられる方もあります。これはどちらでもよいのでしょうか。この質問には伏線があり、交通当番の親さんは信号交差点に立たれておりますので疑問に思ったのです。

2点目は、交通安全上最後の質問といたしますが、笠松の町からみなと公園へ渡るのは、車の交通量が多く本当に大変ですが、一向に改善されず、月日ばかりが経過しております。横断歩道に信号機の設置がなされないのはなぜなのか。何年か前には渡道橋の絵も見せていただきました。それこそ絵に描いた餅でしたよね、これは。本当に素晴らしい渡道橋がつくられるんだなということを思いましたので、3カ所もそんなふうになっているんだから、せめて1カ所ぐらいできなかつたのかなと思っております。

そういうことで、前にもたしか尾関議員が信号機の設置を要望されたことが記憶にあり、そのときの答弁では、そこを渡るということは、信号機がないと危険なことは承知しているので、どの場所が妥当なのか、交通安全委員会とも相談して検討すると言われてから何年たつのでしょうか。事故が起きてからでは遅いと思いますので、近々の課題として取り組まれるよう答弁をいただきたいと思います。

これにて1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 伊藤功議員の一般質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伊藤議員さんからの質問で、巡回町民バスの問題であります。その中の一つで、バス停の見直しにつきましては、過去に何度も御質問をいただきました。

し、議員の皆さんとのいろんな懇談の場でもお話し合いもさせていただいて、何とか今年度、抜本的な見直しをすべく、今町内の公共交通の空白地域の解消ということと、そしてまたわかりやすい運行時間ということを念頭に何度も検討を重ねてまいりました。

現在のバス停はおおむね300メートルを基準として設置されておりますが、町内全域をほぼ網羅してはおりますが、言われたような田代西の一部や、あるいは円城寺の下田地域というのが公共交通空白地域となっていることも十分認識をしております。

先般、議員の皆さんにも懇談会等で中間報告もお話をしましたが、この公共交通空白地域の解消を図るべく、いわゆる松枝地域とこの下羽栗地域をきめ細かな経路で運行するコース別運行案を考えましたが、この新たなバス停の設置箇所や、あるいは運行ルートの調査や、あるいは時刻表などをずっと検討してまいりました。しかし、現行のこの巡回町民バス2台による運行体制とすると、運行に90分かかかるような状況や、あるいはコースを越える利用の場合は乗り継ぎが必要となってくるなど、この現行の運行体制に勝る検討案にはいまだ至ってはおりません。この問題を解決するためには、バスをふやす方法もありますが、いわゆる経費などを考えると、バスをふやす方法というのは非常に難しい状況であります。

今申し上げましたもろもろの状況の中から、今後とも高齢者を初めとした、いわゆる交通弱者の方の利便性を最優先に考えて、わかりやすい定時運行制を確保しながら、現行バス停の利用状況を勘案してバス停の集約などをしながら、公共交通の空白地帯が解消できる新たな運行経路を見直して、もう一度案がまとまりましたら、議会の皆さんの御意見を聞いて最善の対応策を考えたいと思っております。

また、見直しの際には、この名称から「公共施設」というのを取って「巡回町民バス」とするなど、これを真に住民生活に密着をした公共交通機関にふさわしい名称の検討も重ねていきたいと思っております。

その次に、バス停があることによっていろいろ恩恵にあずかっている店についての御質問がありますが、これは現在、広告掲載の募集につきましては、バス広告のみならず、ホームページや広報紙など広告媒体全般の募集を、町の商工会の皆さんはもとより町内の事業者や、あるいは町の委託業者の皆さんなどに御依頼をしておりますし、バス停付近ということで、特定の事業所などに対して募集は行ってはおりませんが、広く広告掲載を募っている状況であります。

バス広告に限っては、現在の運行経路の見直しの際に、「公共施設巡回町民バス」の名称変更の検討とあわせてバス停の命名権なども導入の視野に入れながら、「地域公共交通の理念」のもとに利用者の利便性の向上につながるように検討をしてまいりたいと思っております。

その次に、みなと公園へ渡る横断歩道に信号機が設置されないのはなぜかという御質問であります。平成19年以降、いろいろ皆さんから御指摘や要望をいただいておりますし、その件に関して少し経緯も説明しながら御説明しますと、今のみなと公園へ渡る横断歩道への信号機設

置については、今申し上げましたように平成19年度以降、毎年私どもも岐阜羽島警察署へ要望書を提出させていただいております。特に平成21年9月には、岐阜羽島署より、歩行者の方が安全に横断待ちするために必要な滞留場所の確保ができる箇所を選定と、この既存横断歩道を選定箇所へ変更することが可能であれば、信号機設置の可能性が少しでも高くなるのではないかといろいろな御指導も受けておりました。

そういう中で、横断歩道の変更などについて、今度は町内会の皆さんにお話し、その了解をいただき、平成22年度要望を提出をして、いわゆる設置の実現を期待しておりました。しかし、今度は県警本部の信号機設置の指針等に基づく道路形状等の調査内容と、設置の必要性や緊急性を県の公安委員会で総合的に判断して、現地確認も行った上で、堤防道路を横断する歩行者が少ないなどの結果に至って、実現をされておられません。平成23年度以降も、この早期設置に向けて第1順位で私どもは要望書を提出させていただいたとともに、この設置に向けた協議を岐阜羽島警察署とも続けております。そうした中で、設置要望箇所へ横断者の集約を図るとともに、複数ある既存階段の統合などの今後の利用方針を明確化することを前提に、平成26年度設置実現に向けて、今岐阜羽島警察署にも、県の公安委員会にも積極的に私どもも働きかけております。町としましても、この羽島警察署との連携のもとに関係機関に働きかけて、より一層この要望箇所への信号機設置が推進できるように、今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 伊藤議員の中学生の通学経路の安全対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

笠松中学校の通学路について、松枝小学校区の生徒は昨年度まで車の往来が比較的少ないという狭隘な道路を指定しておりましたけれども、松波総合病院が新たな病棟を建設する準備に入って、従来の通学路では安全確保が困難になりまして、24年度4月から現在のものに変更しております。県道の正木岐阜線を主として境にして、西東に分けまして、西の門間地区の自転車通学生徒というのは、北及高坪線の手前側の東の歩道を通って柳津町内を北上すると。そして、県道笠松墨俣線に当たり、そこを右折して、そして東進をして美笠通りへ入るといふ、議員御指摘のとおり道路でございます。これを指定しました。

岐阜市の教育委員会、それから岐阜の羽島署にも、歩道の通行について依頼をしたところでございます。それは、境川中学校や柳津小学校の通学路と重ならないようにきちんと設定をしなければなりませんので、両校とも協議をして設定をしたところでございます。歩道を自転車で通行するように現在は指定しておりますが、御手配で通行可の標識を今はきちんと立てていただいております。

一方、御指摘の徒歩通学生徒の通学路でございますが、志知八郎商店北の信号交差点を通る

のが安全で、ここにいつも保護者が立っておってくださるわけですが、実際には子供たちは、御指摘のとおり細い道路を斜めに通っております。これは、間道へ入るまでが横切るのが大変危険でございまして、間道へ入ってからは道路が狭いですから、何にも来ないので安心して通れるということで多分生徒はそちらを選んでいるわけですが、これは通学路に指定をしておる道路ではありません。信号まできちんと行って左折をして通行すると。したがって、保護者にも、ぜひ子供たちに声をかけてくださいというお願いをしているところでございます。間もなく新学期を迎えますが、帰りの通学路通行は、岐阜市内の道路を通っていくよりも真っすぐ行ったほうが近いということで、下校時には守っていない子供も見受けられます。新学期を迎えて、一層子供たちの安全な登下校の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 町長さん、それから教育長さん、丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、教育長さん、今の答弁のことで1つだけ先にやらせていただきますが、実は今の美濃幸さんのところへ出る通学路になっていない道路は、分水工の一番北のところから西へ来るのがその道になるんですが、そこがちょうど今度北側の家が工事をやられて、カーブミラーも取られてしまっていますので、余計南から来るのが見えにくいということもありますので、東側の分水工の東幹線を北上するというのを今後は徹底していただきたいと思いますので、この要望で結構ですのでお願いします。

それから、町長さんですけれども、バス停なんですけど、確かに1時間に決められた時間に、時間を変更したくないという気持ちはよくわかりますけれども、何とか田代西もしてあげてほしいなということから、こっちが勝手に考えたことなんですけれども、バス停というのは38駅ありますが、25長池と23田代中、私にとっては23田代中というところが一番近いんですけれども、こころは犠牲になって削ってでも田代西へ1つつくってほしいなということを思いますので、その辺の検討を、答弁をお願いします。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今考えている田代西の空白地域、そしてまた下羽栗においては円城寺には下田地域、これは両方とも空白地帯ですから、両方ともきちっとやっぱり解決できる方法を探らなきゃなりません。ただ、松枝地域だけのことをやるならば、多分今の2カ所を取ればいかもしれません、空白地帯の解消というのは平等であるべきですから、両方とも考えなければならぬ。そうすると、割合と下田地域というのは、中へ入って回る分がありますので、時間的なことを考えると、1時間に1本というのは不可能でありますから、そうであれば、そういう体系を崩して体制を整え直すことしかないと思います。1カ所、2カ所は減らして通過

しても、多分今の時間は解消できないと思いますので、その辺のことを、さきがたも答弁しましたように、一番わかりやすく一番いい方法でそういうことが解消できる方法というのはもったいないのかということをお一生懸命知恵を絞ってやっておりますので、そのこと案を、もう一度こういう形態でどうなんだろうかということをお提唱できるように、できるだけ早く考えて、また打ち合わせをしたいと思っておりますから、そのときにまた御意見をいただければありがたいと思っております。

当然、バスを今2台でやっているんですが、倍の時間がかかるのであれば、バスを4台にすれば解決することなんですが、それはやっぱりいろんな経費の運営上、バス4台で回することは考えられないことではないかと思っておりますから、今の2台で、しかも皆さんが公平感が保てるような運行方法と、しかもわかりやすい運行時間をあわせて、連立方程式か三連立ぐらいの割合でやらなきゃならない難しい問題でありますから、そういうことで今知恵を絞っていますから、ぜひそういう検討ができる状況になったときには、また御意見をいただければ、前向きに相談して進めたいと思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） ぜひともそれはよく検討していただきたいと思っております。要望があることは事実でございますので、お願いします。

それから広告のことも、今、広告を出してもらうよりも、バス停の名称を変えて命名権を与えたほうがというような意見も言ってくださいました。確かに私が言いましたのは、さとう外科なんですけれども、あそこは本当に、僕も何回か去年通いまして、バスの時間がしっかり張ってあるんですね。みんなそれを見ながら、私はよ帰らんといかんでねというような、そんな状況で、バスに間に合わせて帰りたいということで、はよやってというようなこともよく目にしましたので、ぜひ何らかの協力を得るということで、命名権を売られるということなら、それはそれでお願いしたいと思っております。

それから、先ほどの羽島地区の防犯協会と、要するに3月7日の新聞に載っておったんですけども、羽島署管内が去年は一番死者が多かったというようなことで、事故現場を地図で示し、写真つきで状況を説明した岐阜羽島セーフティーガイドを作成し、管内の自治体や学校に配付されるというニュースを目にしましたが、僕もまだ見てはおりませんが、笠松町にも当然来ておると思うんですけども、やはり危険地域というのはよく検討され、先ほど言ったようなカーブミラーがなくなっていることによって、また事故が起きたりということもありますので、関連的なことになろうかと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、最後にします。

先ほど町の中から見なと公園へ渡るということを説明していただきましたので、これでよし

としないかんのかなとは思うんですけども、21年12月に尾関議員が質問されているんですよ。そのときに町長さんは、私も絶対必要やと思うし、公安を通じ、設置可能な場所があるので、町政懇談会でも、各町内会長さんたちに来年には予算化してもらおうし、信号機ができますというようなことを言われたように聞いておりますので、それが延び延びになって、いよいよ来年、26年には実現したいというふうに先ほどは強く言われましたので、これに大いに期待しておりますので、何とぞぜひ、場所はどこになるのか、それはまた検討されると思いますが、実現されることを期待して、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、新学習指導要領の実施に伴う課題対応についてお尋ねいたします。

23年度から小学校、24年度から中学校で新しい学習指導要領による教育課程の全面实施となり、小学校では約2年、中学校では約1年が経過しようとしています。

私は平成22年9月議会で今回のような質問をさせていただきました。そのときの回答は、各教科の指導内容がふえ、授業時間の増加となったが、これは詰め込みということではなく、基礎的、基本的な知識、技能の習得と、それを活用していくための思考力、判断力、表現力をバランスよく伸ばすことを重視したことによるものである。時間数からいえば、子供や教員にとって負担増だが、これは各教科内容の充実、つまりきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習、得た知識や技能を活用する学習の充実を図るもので、きめ細かで質の高い教育を進めるための時間の増加であるとのことでした。

そこではすばらしい答弁をいただきましたが、実際、新しい学習指導要領による教育課程の全面实施をされたことでの課題が見つかったのか、見つかったのであればお聞かせください。また、課題の対応についてお聞かせください。

また、新学習指導要領が適用されて、実際の子供への負担と教員への負担について、あればお聞かせください。

次に2つ目の質問ですが、道徳教育についてお尋ねいたします。

笠松小学校が日本会議岐阜県本部主催の「道徳教育奨励賞」に応募したところ、2月11日、岐阜市民会館において「最優秀賞」、またあわせて岐阜県教育委員会からも「岐阜県教育委員会賞」をいただいたと聞きました。表彰式においては、笠松小学校の実践について、テーマは「人の命の尊厳性について」で、内容は6年間を通して命の大切さを育む一人一鉢活動、命でつながる総合的な学習の時間、当たり前前の幸せ、道徳の時間の実践、地域とのつながりの5つの報告をされ、6年間を通して命のあるものに向き合う活動が位置づけられており、道徳的実践力が身につくよう、道徳の時間をかなめとして、補充、深化、統合を図られていると認めてい

ただいたそうです。この受賞は、日ごろからの保護者の皆様の御支援、地域の皆様の御支援、教育委員会、先生方の努力があつてのことと感謝しております。

今回の質問は、道徳教育の中のあいさつ運動をピックアップしての質問をさせていただきます。

平成23、24年度、岐阜県道徳教育振興会議実践協力校として、笠松中学校が11月8日に実践公表会がありました。その実践内容3.(2)町内小・中・高と連携した地域あいさつ運動の実施について、子供たちが年3回、7月、12月、2月の各3日間、朝7時半前後から各地域であいさつ運動を頑張っております。その町内小・中・高と連携した地域あいさつ運動について、具体的な内容活動、成果、効果、課題等をお聞かせください。

また、平成23年9月議会で、私は家庭教育での挨拶の重要性について言っておりますが、今回はこのあいさつ運動をさらに発展させて、笠松町民全体に声をかけてあいさつ運動をしてはどうでしょうか。方法はいろいろあると思いますが、例えば町民が小・中・高生と一緒にあいさつ運動に加わるとか、資源ごみ回収の日の登校前の少しの時間に、小・中学生が自宅の資源ごみを持っていき、それを手伝いながら地域の皆さんに挨拶をするなど、いろいろ考えれば考えられると思います。そのことに関して、町長と教育長の意見をお聞かせください。

次に3つ目の質問ですが、行政事務のペーパーレスについてお尋ねいたします。

コスト削減、エコの観点から、庁内の起案文書や庁内で使う資料、例えば予算書、統計書、例規集を電算化することでペーパーレス化してはどうですか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 尾関俊治議員の一般質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、尾関議員からの御質問の中で、私からは道徳教育の中で全町民でのあいさつ運動についてのお答えをしたいと思います。

小・中・高生がみずから地域に出てあいさつ運動に取り組むことは本当に素晴らしいことですし、この取り組みがこの町内の挨拶に対する関心を高めて、互いのつながりを一層深めるものとなるように、私どももこの取り組みをしっかりとしていかなきゃならないと思っております。

また、特に、町としましては運動を支援しようと、この「道徳のまち笠松」が中心となって、青少年育成町民会議や子ども会育成協議会、あるいはPTA、そしてまた子供を見守る会など、いろんな関係団体や、あるいはまちの駅の皆さんにも呼びかけて、これを一緒に取り組んでまいりました。

また、「町の話題」や、あるいは「ちょっといい話」等で紹介をしてまいりました。少しずつではありますが、挨拶への関心は確実に高まってきていると感じております。そのあいさつ

運動が今後一層この町内に浸透するように、今尾閣議員が言われたような提案も含めて、この効果的な取り組みを工夫していきたいと思っております。

また、「おはようございます」とか「ありがとうございます」とかいった挨拶の言葉には、それぞれ感謝や、あるいはねぎらい、あるいはいたわりなどの心が込められておるものであります。そうした心を「道徳のまち笠松」で作成をされた、いわゆる「あいさつリーフレット」や「あいさつ絵本」などを活用して、皆さんに広く知っていただいて、御自分の挨拶に生かそうとする方がふえていくように努めていきたいと思っております。

その次に、私からは行政事務のペーパーレス化についての答弁をしたいと思います。平成14年度の地域イントラネット基盤整備事業の導入以後、職員は1人1台のパソコン端末を活用してさまざまな行政事務を行っておりますが、昨年導入しました総合行政情報システムによって、これまで以上に多くの業務を職員端末で行えるようになり、紙媒体から電子化への業務改善の移行が徐々に進んできてまいりました。

しかし、業務によっては紙で保管しなければならない場合もありますので、全て電子化へ移行できるわけではありません。ペーパーレス化を推進するに当たりましては、まずは職員各自が事務の効率化や経費の削減や、そしてまた環境保護を認識して、身近なところから意識向上を図ることが重要だと考えております。

例えば、回覧文書や、あるいは過去の予算書、そしてまた決算書、統計書などの重要資料については、ネットワーク上でデータ管理をしておいて、また、例規集に関しても電子データ化をしてパソコンの画面上で確認することができますから、極力印刷を控えるような環境づくりには進めておるわけでありまして。

一方、この起案文書に関しましては、笠松町の公文書規定によって、起案する際は起案用紙を用い、保存期間も定められているために、これは現状の運用で行いながら、電子決済システムなどの導入までにはまだ至っておりませんが、今後はペーパーレス化に対するさらなる意識向上を図るために、高度情報化社会に対応するタブレット型情報端末の会議などでの活用も視野に入れて、情報化の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 初めに、新学習指導要領実施に伴う課題及びその対応についてでございます。

小学校は約2年、中学校は約1年経過したが、その間に課題は見つかったのかと、またその課題の対応についてという御質問でございます。

どの学校も、各学期ごとに学習指導要領及び羽島郡二町教育委員会の「方針と重点」に基づいて編成された教育課程全体の評価を繰り返してやっていただいております。この中で、小・中学校とも指導上の課題として上げられるのが、話すことや表現する力など、言語表現能力が

弱いということでございます。新しい学習指導要領では、言語活動を全ての教科や領域等を通じて充実させることとしています。そのために、自分の目標を毎時間きっちりと持って、自分で気づいて考えて、自分の意見をきちんと持って学習するといった自発的な学習活動というのを促すことが、この言語活動を充実することにつながると考えています。

また、新しい地域や技能、見方、考え方を習得する過程において、努力する意味がわかったとか、活用できたとか、自分で挑戦したとか、自分のできることがふえたとか、人から学ぶよさがわかった、こういった学んだことを児童・生徒の生き方につなぐ指導が十分でないことがどの学校でも課題とされています。つまり、知識を身につけるだけはいかんのだということでございます。

したがって、授業の中で「できた」「わかった」というだけではなく、「努力したらできた」「苦勞したけどできた」とか、「みんなと一緒に考えたらわかった」「一生懸命説明したら皆がわかってくれた」というような自己充実感とか自己有用感を伴った学び方というのを身につけさせることが重要だと考えておりますし、ここに一層の重点を置いた指導について努力していこうと考えているところでございます。

2つ目の、実際の子供への負担と教員への負担についてでございますが、授業時数が増加し、週当たり小学校1年生で2時間、小6で1時間、中学校3年生で1時間、全ての学年で授業時数が増加しております。したがって、授業時数の増加というのは、間違いなく今まで以上に負担になっていると考えています。

しかし、学校では、例えば毎日2時間目、3時間目の間に20分という長い休みをとって、子供たちが外に出て遊ぶ時間を設定したり、昼休みに30分のサンサuntimeなどを設けたりして、読書や運動をしたり、班で活動できるゆとりのある時間というものを設けているところでございます。

一方、中学校でございますが、多くの教科で授業時数が増加しましたが、教員が週当たり約20時間程度でございます。1日約5時間ということになりますが、総時間では年間で35時間の増加ですので、980時間から1,015時間になりました。35時間の増加ですので、1週当たり換算すると約1時間の増加となり、やっぱりこれも負担となっているところでございます。

この解消というのは大変難しいところでございまして、生徒が各学年に応じた学び方を身につけて、主体的に学ぶ姿が育っておれば教員の負担は少なく、指導効率も期待できるとして、学校ではことしはベテランと経験の浅い教員がペアになって指導を考えるといった組み合わせで教員の指導力をつける努力をしていただいているところでございます。

次に、道徳教育に関してでございますが、町内小・中・高と連携した地域あいさつ運動の具体的な活動内容、成果、効果、課題等についてでございます。

各学校では、あいさつ運動についてそれぞれまず独自の取り組みが行われて、それを土台と

して中学校の提案で全町であいさつ運動が展開されているところがございます。例えば、笠松小では、笑顔笠小隊という「かしまるくん」と「かしまるちゃん」をプリントしたベストを着てあいさつ運動をするとか、松枝小では、松枝小キッズサポーターということが書かれたたすきをして、朝だけでなく、休み時間の終わりも、運動場から戻る児童に昇降口で挨拶をしているというような挨拶で声をかけ合うことが行われておりますし、下羽栗小学校では、自前の挨拶ゲートというのをつくって、そこを通るとみんなに挨拶をするんだと、こういうふうにして進められています。

二町子どもサミットの場合では、中学生が中心となって各学校の取り組みを交流して、各学校のあいさつ運動を充実させております。これが提案の3回のあいさつ運動でございます。

これは、道徳のまちづくり実行委員会、PTA、地域の有志の方々なども学校ごとで工夫をしてくださっております。松枝小のPTAは背中に、オレンジの色のジャンパーですけれども、「俺たちやめっちゃ挨拶人」とプリントアウトしたのを着て、これも毎朝のように大勢のPTAの方が参加してくださっております。

2学期の笠松駅のあいさつ運動は、笠松小、笠松中、岐阜工業高等学校、岐阜女子高等学校、これは主にいわゆるMSリーダーズの生徒たちでございます。それから、道徳のまちづくり実行委員会、まちの駅のメンバーなど多くの方が参加してくださいました。そして、あいさつ運動が終わると、中学生が司会をして反省会をして次へつないでおります。電車へ急ぐ人、おりて学校へ向かう高校生など、1回目を始めたころと比べると本当にたくさんの方々が挨拶を返してくださっていると思っています。学校によっては、あいさつ運動の折、低学年まで全ての児童が登校したらすぐあいさつ運動に参加すると。今までは高学年のリーダーの子たちでしたが、登校してかばんを置いたら、すぐあいさつ運動に低学年の子たちも参加していると、そういったふうになってきました。また、知らない方を含めて、誰かが廊下を通ってもこんにちはと挨拶ができるようになっている学校もあります。私が知らない人かどうかわかりませんが、私が学校へ行くと、どこで出会ってもこんにちはと挨拶をしてくれる学校もあります。

課題は、挨拶をする大人の方が登下校の見守り隊の方に限られていて、いつでも、どこでも、誰とでも笑顔で挨拶をするという体験をする場というのが子供たちにとって非常に少ないということであると思っています。

それから、笠松町全体であいさつ運動をしてはどうかということについてでございます。

まちづくりの柱の一つの挨拶が上げられております。町民の皆様が朝どこで会っても顔を見合わせて笑顔が挨拶が交わしたら本当にすばらしいことだと思っています。中学校の課題は、みんながもっと多く参加してくれたら学校の全体の取り組みになるのにと。つまり学校全体の取り組みでなくて、参加する生徒がまだ全体に至っていないという、学校内でいかに広めるかということが課題でございます。

それから、学校で挨拶できても、登下校に挨拶する大人の方に出会わずに、いつも出会った方に挨拶ができるようにするためには、子供たちにどのように指導したらいいかということが小学校の課題でございます。

既に、議長さんからは両町が一緒になって応援しようではないかと声をかけていただいております。町で「挨拶の日」などが設けられて、小・中学生が登下校のとき、各御家庭で外に出していただいて、子供たちが通るその道筋、みんなが挨拶を交わし合えたらすばらしいというふうに思っています。

小・中学生を援助するというのではなくて、もちろんそのことも含まれると思いますが、地域の方々が自分で進んでいろんな活動に参加していただいて挨拶する機会をつくっていただき、地域の方々や子供たちに挨拶することのよさを体験していただくことが大切だと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 御答弁ありがとうございました。

ということで、新学習指導要領の関係から聞きたいんですけども、新学習指導要領が適用されて、小学校は2年、中学校は1年ということで、なかなかまだ課題というものが全て出切っていないのではないかと、なかなか答弁のほうも難しかったのではないかと思っております。ただ、それに対して教育長の答えとしてしっかりした答えをいただきましたので、これに関しては問題ないかと思っております。

あと子供への負担と教員への負担ということもそうですけれども、やはりなかなか小学校で2、3時間目の間の20分の休憩というのは、ほかの学校に聞くとそんなものがあるのかと、すごいねという話を聞いたことがありますし、とてもすばらしいことじゃないかと思っております。

中学校に関しても、確かに時間増にはなっておりますけれども、いろいろ教育長の答弁のとおり、しっかりやっつけているんじゃないか感じております。

次に、道徳教育に関してなんですけれども、こちらに関しても、私は実際に笠松中学校のほうに出向きまして、清水校長先生と3人の副会長と給食を食べながら話をさせていただきました。本当に懐かしくて、たまたま私の大好きなカレーライスだったんですが、とてもうれしかったんですけども、その中でも挨拶の話をさせていただきました。こちらの笠中というチラシの中の挨拶の中にもPTA会長の言葉があるんですけども、この中も全て挨拶をしっかり頑張っていきたいという、地域の中でも、当然学校の中でも、笠中の生徒全員が挨拶できるように頑張りたいということが書かれています。

本当に中学生を中心にすごく頑張っているということですので、それに対して何とか地域、

議会、行政もバックアップできればいいのではないかと考えまして、こういった質問をさせていただきます。

最後になりますけれども、ペーパーレスについてですけれども、町長のほうからすばらしい回答をいただきました。たしか職員1人に対して1台パソコンがあって、それで仕事ができる。あとはペーパーレスも順次意識をしていきたいということですね。ただ、職員一人一人にはパソコンがあるんですけども、議員一人一人にはパソコンはたしかいただけだと思うんですけども、もう使えないような、誰も使っていないようなパソコンだと思うんで、それをできれば議員の勉強する場としても、先ほどタブレット端末というものがありましたけれども、そういったものを取り入れていただいて、なかなか難しいかもしないですけども、先輩方からはどう言われるかわからないですけども、やはり議会の資料がすごく多過ぎるんじゃないかと思うんです。それをタブレット端末のほうに全て入れていただく、それで全て進めていただくというようなふうにしていただけるととてもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうことに関して、町長どう思われるでしょうか。一言いただけますか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 答弁させていただいたように、今そういうような形態の中で対応して進めている中で、今言ったタブレット端末を含めたそういう対応を将来視野に入れながら、今の状況を改善していこうという流れにはなっているようでありますので、今すぐどうのこのじゃないですが、そういう方向性は出てくると思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 例えば、先ほどの安田議員の資料もあるんじゃないですか。こちも印刷する必要ないんですね。タブレット端末であれば、今送りましたということで、見るだけで情報がすぐ見られるとかですね。やはりそれも経費の削減になるんじゃないかと思えますし、タブレット端末ですと当然拡大もできますし、眼鏡をかける必要もないんじゃないかと。

恐らく何十年、20年、30年やられている議員の先輩方は、最初のほうのものは、もしかして残っているかもしれませんが、ない方も見えるんじゃないかなと思うんです。それよりやはり一つの端末の中で全て情報があって、そこから引っ張ってこれるような形にさせていただけるととても助かるなと思います。

これに関しては、確かに議会の改革のほうで、運営委員会のほうで話すことかもしれませんが、これに関しては予算をどうしてもつけていただかないといけないことなのかと。例えば通信料にしても月3,000円とか5,000円かかるのかなと、費用弁償の1回分と思っていただいて、何とかそういった方向に早くやっていただければと。全国の議会ではそういったタブレットを使った議会もかなり多いと聞いておりますので、そういった要望を今お伝えしまして、

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（川島功士君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

あすの会議は午後1時30分から総括質疑になります。よろしく願いいたします。

以上、これにて散会いたします。

散会 午後3時45分